

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p data-bbox="277 400 927 523">富山県地域防災計画 風水害編・火災編・個別災害編</p> <div data-bbox="598 695 1498 911" style="border: 2px solid black; text-align: center; padding: 10px;"><h1 style="margin: 0;">修 正 案</h1></div> <p data-bbox="443 1171 763 1283">令和<u>3</u>年<u>12</u>月修正 富山県防災会議</p>	<p data-bbox="1182 400 1832 523">富山県地域防災計画 風水害編・火災編・個別災害編</p> <div data-bbox="1767 236 2085 411" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>凡例</p><p><u>下線</u> 修正箇所</p></div> <p data-bbox="1361 1171 1648 1283">令和<u>5</u>年<u>3</u>月修正 富山県防災会議</p>	

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）用語例</p> <p>1 防災関係機関の用語例</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 指定公共機関：災対法第2条第5号で定める公共機関であり、本計画では、日本郵便株式会社、日本銀行、西日本旅客鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、日本赤十字社、日本放送協会、独立行政法人国立病院機構、北陸電力株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社及び日本通運株式会社をいう。</p>	<p>1 防災関係機関の用語例</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 指定公共機関：災対法第2条第5号で定める公共機関であり、本計画では、日本郵便株式会社、日本銀行、西日本旅客鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、日本赤十字社、日本放送協会、独立行政法人国立病院機構、北陸電力株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社及び日本通運株式会社をいう。</p>	<p>楽天モバイル株式会社は、令和4年2月1日付で、災害対策基本法第2条第5号に基づく「指定公共機関」に指定されたため</p>
<p>総則</p>		
<p>第1節～第2節 (略)</p> <p>第3節 防災関係機関等の責務</p> <p>第1 防災関係機関等の責務</p> <p>(略)</p> <p>1 県</p> <p>(1) 災害から県土を守るため、山地保全事業、河川保全事業、海岸整備事業等を計画的に推進する。また、防災拠点施設の建設、通信ネットワークの充実強化等施設についても計画的に整備する。</p> <p>(2) ～ (6) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第2 防災関係機関等の業務大綱</p> <p>(略)</p> <p>1 防災関係機関の業務大綱</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p>	<p>第1節～第2節 (略)</p> <p>第3節 防災関係機関等の責務</p> <p>第1 防災関係機関等の責務</p> <p>(略)</p> <p>1 県</p> <p>(1) 災害から県土を守るため、山地保全事業、河川整備事業、海岸整備事業等を計画的に推進する。また、防災拠点施設の建設、通信ネットワークの充実強化等施設についても計画的に整備する。</p> <p>(2) ～ (6) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第2 防災関係機関等の業務大綱</p> <p>(略)</p> <p>1 防災関係機関の業務大綱</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p>	<p>表記見直し (P26 等と整合)</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画		修 正 案（変更部分のみ記載）		備 考	
(3) 指定地方行政機関		(3) 指定地方行政機関			
機関等の名称	事務又は業務の大綱	機関等の名称	事務又は業務の大綱		
(略)	(略)	(略)	(略)	必要に応じて、災害対策本部等へ職員を派遣する可能性があるため	
中部経済産業局	1 産業の被害情報にかかる情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること 2 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること 3 電気、ガス、工業用水の供給確保に関すること 4 中小企業者の事業再建に必要な資金の融通円滑化等の措置に関すること <u>(追加)</u>	中部経済産業局	1 産業の被害情報にかかる情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること 2 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること 3 電気、ガス、工業用水の供給確保に関すること 4 中小企業者の事業再建に必要な資金の融通円滑化等の措置に関すること <u>5 災害対策本部等への職員の派遣に関すること</u>		
(略)	(略)	(略)	(略)		
東京管区気象台 富山地方気象台	1 気象、地象、地動、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 4 防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること <u>(追加)</u>	東京管区気象台 富山地方気象台	1 気象、地象、地動、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること 4 防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること <u>6 災害対策本部等への職員の派遣に関すること</u>		必要に応じて、災害対策本部等へ職員を派遣する可能性があるため
(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)		

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画		修 正 案（変更部分のみ記載）		備 考
(4) 指定公共機関		(4) 指定公共機関		
機関等の名称	事務又は業務の大綱	機関等の名称	事務又は業務の大綱	
(略)	(略)	(略)	(略)	修正
西日本電信電話株式会社	1 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における緊急通話の確保に関すること	西日本電信電話株式会社	1 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること 2 災害時における緊急通話の確保に関すること	
株式会社NTTドコモ北陸支社		株式会社NTTドコモ北陸支社		
KDDI 株式会社		KDDI 株式会社		
ソフトバンク株式会社		ソフトバンク株式会社		
(略)	(略)	楽天モバイル株式会社	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	
(5) (略)		(5) (略)		
(6) 指定地方公共機関		(6) 指定地方公共期間		
機関等の名称	事務又は業務の大綱	機関等の名称	事務又は業務の大綱	
鉄 軌 道 ・ バ ス 事 業 会 社	1 鉄道、軌道施設の整備と安全輸送の確保に関すること	鉄 軌 道 ・ バ ス 事 業 会 社	1 鉄道、軌道施設の整備と安全輸送の確保に関すること	
富 山 地 方 鉄 道 ㈱	2 災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関すること	富 山 地 方 鉄 道 ㈱	2 災害時における緊急輸送の確保と災害復旧に関すること	
あいの風とやま鉄道㈱	3 災害時における被災地との交通の確保に関すること	あいの風とやま鉄道㈱	3 災害時における被災地との交通の確保に関すること	
加 越 能 バ ス ㈱		加 越 能 バ ス ㈱		
ガ ス 供 給 事 業 会 社 等	1 災害時におけるガスの安定供給の確保に関すること 2 ガス施設の防護管理及び災害時の応急措置並びに普及に関すること 3 県民に対する災害時のガス事故防止に係る緊急措置等の周知徹底に関すること	ガ ス 供 給 事 業 会 社 等	1 災害時におけるガスの安定供給の確保に関すること 2 ガス施設の防護管理及び災害時の応急措置並びに普及に関すること 3 県民に対する災害時のガス事故防止に係る緊急措置等の周知徹底に関すること	
日 本 海 ガ ス ㈱		日 本 海 ガ ス ㈱		
高 岡 ガ ス ㈱		高 岡 ガ ス ㈱		
(一社)日本コミュニティーガス協会 (一社)富山県エルピーガス協会		(一社)日本コミュニティーガス協会 (一社)富山県エルピーガス協会		
自 動 車 運 送 事 業 会 社	1 災害時における生活必需物資、産業用資材の緊急輸送の確保に関すること	自 動 車 運 送 事 業 会 社	1 災害時における生活必需物資、産業用資材の緊急輸送の確保に関すること	
(一社)富山県トラック協会	2 災害時における輸送用、作業用車両及び荷役機械の確保と緊急出動に関すること	(一社)富山県トラック協会	2 災害時における輸送用、作業用車両及び荷役機械の確保と緊急出動に関すること	
報 道 機 関	1 県民に対する防災知識の普及と各種予警報等の周知徹底に関すること	報 道 機 関	1 県民に対する防災知識の普及と各種予警報等の周知徹底に関すること	
北 日 本 放 送 ㈱	2 災害時における情報、応急対策等の周知徹底に関すること	北 日 本 放 送 ㈱	2 災害時における情報、応急対策等の周知徹底に関すること	
富 山 テ レ ビ 放 送 ㈱		富 山 テ レ ビ 放 送 ㈱		
㈱ 北 日 本 新 聞 社		㈱ 北 日 本 新 聞 社		
㈱ 北 國 新 聞 社 富 山 本 社		㈱ 北 國 新 聞 社 富 山 本 社		
富 山 エ フ エ ム 放 送 ㈱		富 山 エ フ エ ム 放 送 ㈱		
(一社)富山県ケーブルテレビ協議会		(一社)富山県ケーブルテレビ協議会		
(公 社) 富 山 県 医 師 会	1 災害時における医療救護活動に関すること	(公 社) 富 山 県 医 師 会	1 災害時における医療救護活動に関すること	
(公 社) 富 山 県 看 護 協 会		(公 社) 富 山 県 看 護 協 会		
(公 社) 富 山 県 薬 剤 師 会		(公 社) 富 山 県 薬 剤 師 会		
(一社)富山県歯科医師会		(一社)富山県歯科医師会		
(福)富山県社会福祉協議会	1 災害時におけるボランティアの受け入れ及び派遣に関すること	(福)富山県社会福祉協議会	1 災害時におけるボランティアの受け入れ及び派遣に関すること	
土 地 改 良 区	1 水門、水路、ため池等の施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること	土 地 改 良 区	1 水門、水路、ため池等の施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること	
指 定 水 防 管 理 団 体	1 水防施設、資機材の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること	指 定 水 防 管 理 団 体	1 水防施設、資機材の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること	

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																																														
<p>第1 風水害に強い県土の形成 <u>地方公共団体</u>は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。また、<u>地方公共団体は、前述</u>の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 河川等整備事業（北陸地方整備局、県土木部、市町村） (略)</p>	<p>第1 風水害に強い県土の形成 <u>県及び市町村</u>は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。<u>特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水部や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。</u>また、<u>これら</u>の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 河川整備事業（北陸地方整備局、県土木部、市町村） (略)</p>	<p>国防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>表記見直し</p>																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>計画項目</th> <th colspan="3">主な事業内容</th> <th>事業主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">河川整備の促進</td> <td colspan="3">○河川総合開発事業の推進</td> <td rowspan="2">国、県</td> </tr> <tr> <td>ダム名</td> <td>目的</td> <td>建設期間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>利賀ダム (国直轄事業)</td> <td>・洪水調節 ・洪水の正常な機能の維持 ・工業用水</td> <td>平成5年～</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">○河川改修事業 河川整備率 22年度 54.9% → <u>2年度 56.8%</u></td> <td>国 県 市町村</td> </tr> </tbody> </table>	計画項目	主な事業内容			事業主体	河川整備の促進	○河川総合開発事業の推進			国、県	ダム名	目的	建設期間		利賀ダム (国直轄事業)	・洪水調節 ・洪水の正常な機能の維持 ・工業用水	平成5年～			○河川改修事業 河川整備率 22年度 54.9% → <u>2年度 56.8%</u>			国 県 市町村	<table border="1"> <thead> <tr> <th>計画項目</th> <th colspan="3">主な事業内容</th> <th>事業主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">河川整備の促進</td> <td colspan="3">○河川総合開発事業の推進</td> <td rowspan="2">国、県</td> </tr> <tr> <td>ダム名</td> <td>目的</td> <td>建設期間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>利賀ダム (国直轄事業)</td> <td>・洪水調節 ・洪水の正常な機能の維持 ・工業用水</td> <td>平成5年～</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">○河川改修事業 河川整備率 22年度 54.9% → <u>3年度 57.0%</u></td> <td>国 県 市町村</td> </tr> </tbody> </table>	計画項目	主な事業内容			事業主体	河川整備の促進	○河川総合開発事業の推進			国、県	ダム名	目的	建設期間		利賀ダム (国直轄事業)	・洪水調節 ・洪水の正常な機能の維持 ・工業用水	平成5年～			○河川改修事業 河川整備率 22年度 54.9% → <u>3年度 57.0%</u>			国 県 市町村	<p>年次更新</p>
計画項目	主な事業内容			事業主体																																												
河川整備の促進	○河川総合開発事業の推進			国、県																																												
	ダム名	目的	建設期間																																													
	利賀ダム (国直轄事業)	・洪水調節 ・洪水の正常な機能の維持 ・工業用水	平成5年～																																													
	○河川改修事業 河川整備率 22年度 54.9% → <u>2年度 56.8%</u>			国 県 市町村																																												
計画項目	主な事業内容			事業主体																																												
河川整備の促進	○河川総合開発事業の推進			国、県																																												
	ダム名	目的	建設期間																																													
	利賀ダム (国直轄事業)	・洪水調節 ・洪水の正常な機能の維持 ・工業用水	平成5年～																																													
	○河川改修事業 河川整備率 22年度 54.9% → <u>3年度 57.0%</u>			国 県 市町村																																												
<p>第4 海岸保全事業（北陸地方整備局、県農林水産部、県土木部、関係市町） (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画項目</th> <th>主な事業</th> <th>事業主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">海岸保全の推進</td> <td>海岸<u>保全</u>事業（水管理・国土保全局所管） ・下新川海岸など10海岸</td> <td rowspan="2">国・県</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	計画項目	主な事業	事業主体	海岸保全の推進	海岸 <u>保全</u> 事業（水管理・国土保全局所管） ・下新川海岸など10海岸	国・県	(略)	<p>第4 海岸整備事業等（北陸地方整備局、県農林水産部、県土木部、関係市町） (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画項目</th> <th>主な事業</th> <th>事業主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">海岸保全の推進</td> <td>海岸<u>整備</u>事業（水管理・国土保全局所管） ・下新川海岸など10海岸</td> <td rowspan="2">国・県</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	計画項目	主な事業	事業主体	海岸保全の推進	海岸 <u>整備</u> 事業（水管理・国土保全局所管） ・下新川海岸など10海岸	国・県	(略)	<p>表記見直し (国交省事業に海岸保全事業は存在しないため)</p>																																
計画項目	主な事業	事業主体																																														
海岸保全の推進	海岸 <u>保全</u> 事業（水管理・国土保全局所管） ・下新川海岸など10海岸	国・県																																														
	(略)																																															
計画項目	主な事業	事業主体																																														
海岸保全の推進	海岸 <u>整備</u> 事業（水管理・国土保全局所管） ・下新川海岸など10海岸	国・県																																														
	(略)																																															
<p>第5～第8 (略)</p> <p>第9 空港施設等整備事業 (略)</p> <p>1 施設管理（北陸地方整備局、<u>県観光・交通振興局</u>） (1) (略)</p>	<p>第5～第8 (略)</p> <p>第9 空港施設等整備事業 (略)</p> <p>1 施設管理（北陸地方整備局、<u>県交通政策局</u>） (1) (略)</p>	<p>県機構改革に伴う修正</p>																																														

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>(2) 緊急避難用エプロンの整備 洪水時には、GSE 置場を航空機の緊急避難用エプロンとして使用できるように、整備するものとする。 2 工作物の円滑な撤去（県観光・交通振興局、各関係機関） （略） 第10（略） 第2節 災害危険地域の予防措置 （略） 第1～第4（略） 第5 災害危険区域等 1 土地利用に関する規制、誘導（県土木部、市町村） (1)～(2)（略） <u>(新設)</u> 2（略） 第3節 ライフライン施設等の安全性強化 第1 ライフライン施設の安全性強化 1～2（略） 3 上水道施設における災害予防対策（県厚生部、県企業局、市町村） （略） (1)（略） (2) 応急給水用資機材の整備拡充 （略） （資料「5－8 応急給水用具等」「5－14 県内の上水道資機材等の保有状況」） (3)～(5)（略） 4～5（略） 第2（略）</p>	<p>(2) 緊急避難用エプロンの管理 洪水時には、GSE 置場を航空機の緊急避難用エプロンとして使用できるように、管理するものとする。 2 工作物の円滑な撤去（県交通政策局、各関係機関） （略） 第10（略） 第2節 災害危険地域の予防措置 （略） 第1～第4（略） 第5 災害危険区域等 1 土地利用に関する規制、誘導（県土木部、県農林水産部、県生活環境文化部、市町村） (1)～(2)（略） (3) 盛土による災害の防止に向けた対応 <u>県及び市町村は、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指示を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</u> 2（略） 第3節 ライフライン施設等の安全性強化 第1 ライフライン施設の安全性強化 1～2（略） 3 上水道施設における災害予防対策（県厚生部、県企業局、市町村） （略） (1)（略） (2) 応急給水用資機材の整備拡充 （略） （資料「5－5 応急給水用具等」「5－10 県内の給水車両等保有状況及び災害時利用可能水量等の状況」） (3)～(5)（略） 4～5（略） 第2（略）</p>	<p>県機構改革に伴う修正</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>資料編と整合を図るため</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>第4節 防災活動体制の整備 (略)</p> <p>第1 防災拠点施設の整備</p> <p><u>県は、広域的な災害時において、災害対策本部のバックアップ機能やヘリポート等を備えた、応援の後方支援基地として、また、平常時においては、地域住民に対する防災に関する教育・訓練実施の場ともなる広域拠点施設の整備・充実に努める。</u></p> <p><u>また、市町村は、自主防災活動の拠点、避難施設、備蓄倉庫等を備えた地域防災拠点の整備に努める。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第4節 防災活動体制の整備 (略)</p> <p>第1 防災拠点施設の整備</p> <p><u>県は、災害時において、災害対策本部や広域応援部隊の連絡要員のための活動スペース等を有し、災害応急活動の司令塔機能を果たす中核施設や、自衛隊等の実動部隊が集結する受援機能のほか、備蓄機能、輸送拠点機能を有する災害応急活動の支援拠点を整備しており、これらの施設における情報共有、連携を図り、迅速かつ的確に災害応急活動に当たるよう努める。また、平常時においては、地域住民に対する防災に関する教育・訓練実施の場ともなる広域拠点施設の整備・充実に努める。</u></p> <p><u>さらに、市町村は、自主防災活動の拠点、避難施設、備蓄倉庫等を備えた地域防災拠点の整備に努める。</u></p> <p><u>1 富山県防災危機管理センター（県危機管理局）</u></p> <p><u>県は、県民の生命・身体・財産を守るべく、災害等の非常時に迅速かつ的確に対応できるよう、常設の災害対策本部室や防災関係機関が活動する受援のためのスペースを備えた本県の防災、危機管理の中核機能を有する「富山県防災危機管理センター」を設置する。</u></p> <p><u>(1) 防災拠点施設の役割・機能</u></p> <p><u>ア 災害時における役割・機能</u></p> <p><u>(ア) 緊急参集・対策本部機能</u></p> <p><u>・常設の災害対策本部室等を設置し、県職員や防災関係機関が、被災状況の情報収集や対策立案に必要な調整を行う場</u></p> <p><u>・本部長(知事)、副本部長(副知事)、本部員(部局長等)及び関係機関等が応急対策等を協議し、対応方針を決定する場</u></p> <p><u>(イ) 輸送拠点機能</u></p> <p><u>・屋上ヘリポート</u></p> <p><u>(ウ) 受援機能</u></p> <p><u>・緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、広域応援部隊、自衛隊等応援部隊等の集結・活動基地</u></p> <p><u>(エ) 防災情報機能</u></p> <p><u>・各種防災システムの情報や現地の被災映像などをリ</u></p>	<p>富山県防災危機管理センターの供用開始に合わせて追加</p>

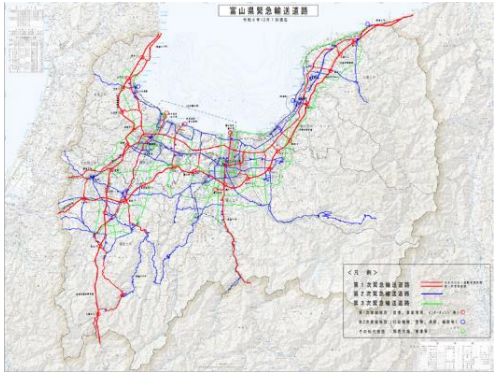
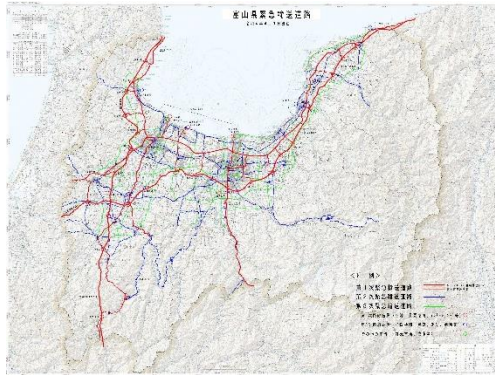
富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p><u>1</u> 富山県広域消防防災センター（県危機管理局） （略）</p> <p><u>2</u> 富山県警察装備センター（県警察本部） （略）</p> <p><u>3</u> 国土交通省北陸地方整備局富山防災センター（北陸地方整備局） （略）</p> <p><u>4</u> 市町村の防災拠点施設の整備（市町村） （略）</p> <p><u>5</u> 陸上自衛隊富山駐屯地の充実（自衛隊） （略）</p> <p><u>6</u> 防災機能を有する道の駅の整備（北陸地方整備局、県土木部、市町村） （略）</p>	<p><u>アルタイムで収集し、災害対策本部室の60型10面マルチディスプレイ等に表示及び関係機関へ配信する映像情報システムを活用し、迅速、的確な状況判断につなげる</u></p> <p><u>(オ) ライフラインの確保</u> ・<u>免震構造、耐浸水性を有し、72時間以上のライフラインの自立・代替機能を確保</u></p> <p><u>(カ) 広域防災センターとの連携</u> ・<u>防災危機管理センターでは災害応急活動の司令塔機能を果たす中核施設として、広域防災センター災害応急活動の支援拠点として対応</u></p> <p><u>イ 平常時における役割・機能</u> ・<u>自主防災組織向け研修や防災士養成研修など防災関係者の研修の場</u> ・<u>県民の防災教育の場</u> ・<u>交流・展示スペースでの防災に役立つ展示など県民への防災啓発の場</u> ・<u>広域消防防災センターでは実践的な訓練や体験型の防災教育等を実施するなど、それぞれの機能を有効に活用</u></p> <p><u>2</u> 富山県広域消防防災センター（県危機管理局） （略）</p> <p><u>3</u> 富山県警察装備センター（県警察本部） （略）</p> <p><u>4</u> 国土交通省北陸地方整備局富山防災センター（北陸地方整備局） （略）</p> <p><u>5</u> 市町村の防災拠点施設の整備（市町村） （略）</p> <p><u>6</u> 陸上自衛隊富山駐屯地の充実（自衛隊） （略）</p> <p><u>7</u> 防災機能を有する道の駅の整備（北陸地方整備局、県土木部、市町村） （略）</p>	

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>第2 気象観測施設等の整備等 (略) 1～2 (略) 3 災害防止のための情報（各防災関係機関） (1) 県 県は、災害の防止に必要な情報の収集に努め、市町村、 その他関係機関に対し、適時適切に伝達するものとする。 ア <u>長期・短期の気象予報</u> イ 気温、雨量、風向、風速等の<u>現況</u> ウ <u>今後の雨量予測値</u> (2)～(3) (略) 第3～第5 (略)</p> <p>第6 緊急輸送ネットワークの整備 (略) <u>(新設)</u></p> <p>1 (略) 2 緊急道路ネットワークの確保（県土木部） (略)</p>	<p>第2 気象観測施設等の整備等 (略) 1～2 (略) 3 災害防止のための情報（各防災関係機関） (1) 県 県は、災害の防止に必要な情報の収集に努め、市町村、 その他関係機関に対し、適時適切に伝達するものとする。 ア <u>天気予報・季節予報</u> イ 気温、雨量、風向、風速等の<u>気象実況</u> ウ <u>特別警報・警報・注意報等の防災気象情報</u> (2)～(3) (略) 第3～第5 (略)</p> <p>第6 緊急輸送ネットワークの整備 (略) <u>さらに、国、県及び市町村は、緊急輸送ルートの確保を早期に 確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のア クセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、 強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。</u> <u>また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する 道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、 区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が 促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の 取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。</u></p> <p>1 (略) 2 緊急道路ネットワークの確保（県土木部） (略)</p>	<p>気象庁 HP の 表記と統一</p> <p>雨量予測値 は防災気象 情報に記載 される</p> <p>国の防災基 本計画修正 に伴い文言 を追加</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>緊急輸送道路図（令和3年12月）</p>  <p>3～5 (略)</p> <p>第7 (略)</p> <p>第8 相互応援体制の整備 (略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 防災関係機関との相互協力(県各部局、各防災関係機関)</p> <p>(1) 県と防災関係機関との相互協力</p> <p>ア～ト (略)</p> <p>ナ (公社)富山県宅地建物取引業協会との協定 県と(公社)富山県宅地建物取引業協会とは、平成20年8月8日に「<u>災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定</u>」を締結し、<u>大規模な災害が発生した場合において、県が富山県宅地建物取引業協会に対し、民間賃貸住宅の媒介に関して協力を求めるときの必要な事項</u>について取り決めている。(資料「12-35 災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書」)</p> <p>ニ～キ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>緊急輸送道路図（令和4年4月）</p>  <p>3～5 (略)</p> <p>第7 (略)</p> <p>第8 相互応援体制の整備 (略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 防災関係機関との相互協力(県各部局、各防災関係機関)</p> <p>(1) 県と防災関係機関との相互協力</p> <p>ア～ト (略)</p> <p>ナ (公社)富山県宅地建物取引業協会との協定 県と(公社)富山県宅地建物取引業協会とは、平成20年8月8日に締結した既存の協定を見直し、<u>令和4年3月18日に、「災害時における民間賃貸住宅の提供等に関する協定」を締結した。本協定では、大規模災害発生時における民間賃貸住宅・応急借上げ住宅の円滑な提供に関する協力について取り決めている。</u>(資料「12-35 災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書」)</p> <p>ニ～キ (略)</p> <p><u>ク 独立行政法人国立高等専門学校機構との協定</u> 県と独立行政法人国立高等専門学校機構とは、<u>令和3年11月17日に「災害時における被災者救援の支援のための船舶運航に関する協定」を締結し、富山県内で発生した大規模自然災害時等における被災者救援の支援のための船舶運航に関する協力について取り決めている。</u></p>	<p>図面の変更に伴う修正</p> <p>既存協定を廃止し、新たに協定を締結したため</p> <p>協定の追加</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>け 株式会社北陸マツダとの協定</u> <u>県と株式会社北陸マツダとは、令和3年12月3日に「災害時における環境性能車両の提供に関する協定」を締結し、災害時等における車両の貸与に関する協力について取り決めている。</u></p>	<p>協定の追加</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>こ (一社) 日本ムービングハウス協会との協定</u> <u>県と(一社)ムービングハウス協会は、令和4年3月18日に「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」を締結し、大規模災害発生時における民間賃貸住宅・応急借上げ住宅の円滑な提供に関する協力について取り決めている。</u></p>	<p>協定の追加</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>さ (公社) 全日本不動産協会富山県本部との協定</u> <u>県と(公社)全日本不動産協会富山県本部とは、令和4年3月18日に「災害時における民間賃貸住宅の提供等に関する協定」を締結し、災害時等における民間賃貸住宅・応急借上げ住宅の円滑な提供に関する協力について取り決めている。</u></p>	<p>協定の追加</p>
<p><u>(新設)</u></p> <p>(2) (略) 4～5 (略) 第9 災害復旧・復興への備え 1 災害廃棄物の発生への対応 (略) 国、県及び市町村等は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。また、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D. Waste-Net)や地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。</p>	<p><u>し 西日本電信電話株式会社との協定</u> <u>県と西日本電信電話株式会社は、令和4年6月30日に「大規模災害時における相互連携に関する協定」、「大規模災害時における相互連携に関する確認書」及び「大規模災害時における道路啓開等に関する確認書」を締結し、大規模災害時におけるリエゾン派遣、暫定通信確保のための機器配置先連携、及び道路啓開の要請と協力等に関する協力について取り決めている。</u></p> <p>(2) (略) 4～5 (略) 第9 災害復旧・復興への備え 1 災害廃棄物の発生への対応 (略) 国、県及び市町村等は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。また、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D. Waste-Net)、<u>災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)</u>、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に</p>	<p>協定の追加</p> <p>国の防災基本計画修正に伴い文言を追加</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>2～4 (略)</p> <p>第5節 救援・救護体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 医療救護体制の整備</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 医療救護班の編成（県厚生部）</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) トリアージについて</u> <u>県厚生部医務課は、日本赤十字社富山県支部等と協力して、トリアージに関する情報交換の場を定期的に設ける。</u> <u>※トリアージ=多数の負傷者が発生した場合に、負傷者を傷病の程度で選別し、治療及び搬送の優先度を定める技術。</u></p> <p>6～7 (略)</p> <p>8 医薬品、血液の供給体制（県厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部）</p> <p>(1) 医薬品等の確保</p> <p>ア 災害直後の初動期の医薬品等の確保 (略) (資料「9-5 <u>災害救護用医療セットの内容品内訳書</u>」 「12-15 災害時における医薬品等の供給等に関する協定書」)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 家庭常備薬の避難所への配置 <u>県及び市町村は、被災者自らが容易に使用できる家庭常備薬をあらかじめ避難所に配置するとともに各家庭においても日常から常備薬の個人備蓄を推奨する。</u> (資料「9-6 家庭常備薬の種類と数量」)</p> <p>エ (略)</p> <p>第3 緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保 (略)</p> <p>1 緊急避難場所・避難所・避難道路の確保（県危機管理局、県土木部、市町村）</p> <p>(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の確保</p>	<p>努めるものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第5節 救援・救護体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 医療救護体制の整備</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 医療救護班の編成（県厚生部）</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>6～7 (略)</p> <p>8 医薬品、血液の供給体制（県厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部）</p> <p>(1) 医薬品等の確保</p> <p>ア 災害直後の初動期の医薬品等の確保 (略) (資料「9-5 <u>富山県災害用医薬品備蓄品目一覧</u>」 「12-15 災害時における医薬品等の供給等に関する協定書」)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 家庭常備薬の避難所への配置 市町村は、被災者自らが容易に使用できる家庭常備薬をあらかじめ避難所に配置するとともに、<u>県及び市町村は</u>各家庭においても日常から常備薬の個人備蓄を推奨する。 (資料「9-6 家庭常備薬の種類と数量」)</p> <p>エ (略)</p> <p>第3 緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保 (略)</p> <p>1 緊急避難場所・避難所・避難道路の確保（県危機管理局、県土木部、市町村）</p> <p>(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の確保</p>	<p></p> <p>地震・津波災害編に合わせ削除</p> <p></p> <p>資料編に合わせて修正</p> <p>県で家庭常備薬を避難所に配置していないため</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>ア 指定緊急避難場所及び指定避難所の設置 (略) また、市町村は、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、社会福祉施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。 (略)</p> <p>イ 指定避難所における施設、設備の整備 (略)</p> <p>(ア) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、水、食料、非常用電源、常備薬、マスク、消毒薬、生理用品、段ボールベッド、パーティション、炊出し用具、毛布、暖房用具等避難生活に最低限必要な物資、資機材を確保するほか、飲料水兼用耐震性貯水槽や備蓄倉庫、LPガス設備等の整備に努める。なお、備蓄物資の調達に当たっては、要配慮者等への配慮にも留意する。 また、必要に応じ指定避難場所の電力容量の拡大に努めるものとする。</p> <p>(イ) 井戸、仮設（簡易）トイレ、マット、非常用電源、衛星通信等の通信機器等避難生活に必要な施設、設備の整備に努めるほか、ラジオ、テレビ等災害情報の入手に資する機器を整備する。 また、必要に応じ、換気、照明等、避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるとともに、空調、洋式トイレなど、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。 <u>(新設)</u></p>	<p>ア 指定緊急避難場所及び指定避難所の設置 (略) また、市町村は、一般の避難所では生活することが困難な障害者、<u>医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、社会福祉施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人口呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</u> (略)</p> <p>イ 指定避難所における施設、設備の整備 (略)</p> <p>(ア) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、水、食料、非常用電源、常備薬、マスク、消毒薬、生理用品、段ボールベッド、パーティション、炊出し用具、毛布、暖房用具等避難生活に最低限必要な物資、資機材を確保するほか、飲料水兼用耐震性貯水槽や備蓄倉庫、LPガス設備等の整備に努める。なお、備蓄物資の調達に当たっては、要配慮者、<u>女性、子どもにも配慮する。</u> また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。</p> <p>(イ) 井戸、仮設（簡易）トイレ、マット、非常用電源、衛星通信等の通信機器等避難生活に必要な施設、設備の整備に努めるほか、ラジオ、テレビ等災害情報の入手に資する機器を整備する。 また、必要に応じ、換気、照明等、避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるとともに、空調、洋式トイレなど、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。 <u>さらに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常発電設備等の整備に努めるものとする。</u></p>	<p>国の防災基本計画守勢に伴い文言を修正</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせて修正</p> <p>字句修正</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせて修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>ウ 指定避難所における運営体制の整備 （略） また、市町村及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。 （略） （2）～（5）（略） 2（略） 3 物資等の確保（県危機管理局、県厚生部、県農林水産部、市町村、日本赤十字社富山県支部） （略） （1）飲料水の確保 （略） ア 県は、次の事項について市町村等を指導するものとする。 （ア）～（エ）（略） （オ）水道施設の早期復旧を図るための工事業者との協力体制の確立 （資料「5－8 応急給水用具」「5－1 4 県内の<u>上水道資機材等の保有状況</u>」） イ～ウ（略） （2）～（4）（略） 4～5（略） 第4 災害救援ボランティア活動の支援 （略） <u>（新設）</u></p> <p>1～3（略） 第5（略） 第6節～第7節（略） 第8節 防災行動力の向上</p>	<p>ウ 指定避難所における運営体制の整備 （略） また、市町村及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、<u>NPO・ボランティア</u>等との定期的な情報交換に努める。 （略） （2）～（5）（略） 2（略） 3 物資等の確保（県危機管理局、県厚生部、県農林水産部、市町村、日本赤十字社富山県支部） （略） （1）飲料水の確保 （略） ア 県は、次の事項について市町村等を指導するものとする。 （ア）～（エ）（略） （オ）水道施設の早期復旧を図るための工事業者との協力体制の確立 （資料「5－5 応急給水用具」「5－1 0 県内の<u>給水車両等保有状況及び災害時利用可能水量等の状況</u>」） イ～ウ（略） （2）～（4）（略） 4～5（略） 第4 災害救援ボランティア活動の支援 （略） <u>国、県及び市町村は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</u></p> <p>1～3（略） 第5（略） 第6節～第7節（略） 第8節 防災行動力の向上</p>	<p>国の防災基本計画の記載に合わせて修正</p> <p>資料編と整合を図るため</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせて修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>第1 防災意識の高揚 (略) 1 (略) 2 児童生徒等に対する防災教育（県経営管理部、県教育委員会、市町村） (1) (略) (2) 防災教育の充実 ア 学校教育における防災教育 (ア)～(イ) (略) <u>(新設)</u></p> <p><u>(ウ)</u> 学校には防災管理者を置き、関係法規に定める防災知識普及業務を行う。 <u>(エ)</u> 防災に関する安全教育は、各教科（道徳を含む。）に加え、総合的な学習の時間の活用により災害に対応する能力を高める学習や特別活動の学校行事及び学級活動、ホームルーム等において、PTAや地域住民も参加した実践的な避難訓練等を行うよう努める。 <u>(オ)</u> 防災教育は、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動がとれるようにする。 <u>(カ)</u> 防災教育は、火気取扱い指導、防災関係施設の見学、体験発表等あらゆる機会を通じ、徹底を図るものとする。 <u>(新設)</u></p> <p><u>(キ)</u> 災害時におけるボランティアの重要性について事例教育を含めるなど、その理解を深めさせる。 イ～エ (略)</p> <p>3 県民に対する防災知識の普及（県危機管理局、県警察本部、</p>	<p>第1 防災意識の高揚 (略) 1 (略) 2 児童生徒等に対する防災教育（県経営管理部、県教育委員会、市町村） (1) (略) (2) 防災教育の充実 ア 学校教育における防災教育 (ア)～(イ) (略) <u>(ウ)</u> 学校においては、消防団・自主防災組織等が参画した防災教育の実施体制を構築し、消防団員等による講演や体験学習、防災訓練等の防災教育を行うよう努める。 <u>(エ)</u> 学校には防災管理者を置き、関係法規に定める防災知識普及業務を行う。 <u>(オ)</u> 防災に関する安全教育は、各教科（道徳を含む。）に加え、総合的な学習の時間の活用により災害に対応する能力を高める学習や特別活動の学校行事及び学級活動、ホームルーム等において、PTAや地域住民、<u>消防団員等</u>も参加した実践的な避難訓練等を行うよう努める。 <u>(カ)</u> 防災教育は、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動がとれるようにする。 <u>(キ)</u> 防災教育は、火気取扱い指導、防災関係施設の見学、体験発表等あらゆる機会を通じ、徹底を図るものとする。 <u>(ク)</u> 防災教育の推進にあたっては、<u>児童・生徒の理解が進むよう、県で作成した児童・生徒用防災ハンドブックなど、わかりやすい教材を活用する。</u> <u>(ケ)</u> 災害時におけるボランティアの重要性について事例教育を含めるなど、その理解を深めさせる。 イ～エ (略)</p> <p>3 県民に対する防災知識の普及（県危機管理局、県警察本部、</p>	<p>・消防地 416 号令和 3 年 12 月 1 日付「児童 生徒等に対 する防災教 育の実施に ついて」の 通知に基づ き修正 ・国の防災 基本計画修 正に伴い文 言を追加</p> <p>風水害編へ の追加</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>市町村) (略) <u>(新設)</u></p> <p>(1) 普及の方法 ア～ウ (略) エ 富山県広域消防防災センター（四季防災館）による普及災害を四季でとらえた体験型学習施設（四季防災館）における地震、流水、風雨災害などの体験学習や、富山ならではの特色ある研修、消防職団員の訓練の見学などを通じて、県民すべての防災意識を高める。</p> <p>オ (略) (2) 普及の内容 ア～カ (略) <u>(新設)</u></p> <p>4～6 (略) 第2 自主防災組織の強化 (略) 1 地域における自主防災組織の充実(県危機管理局、市町村) (1) 自主防災組織の結成 県内における自主防災組織は、育成主体である市町村が指導・助言を行うことで、年々その組織化が進んでいる。しかし、都市部等での組織率が低い点や活動のマンネリ化、低迷などの課題の解消を図るため、<u>平成 21 年度に自主防災アドバイザー制度を創設し、県はアドバイザーの発掘と養成を行い、市町村はアドバイザーを活用し、自主防災組織の結成や</u></p>	<p>市町村) (略) <u>また国、県及び市町村は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。</u></p> <p>(1) 普及の方法 ア～ウ (略) エ <u>富山県防災危機管理センター、富山県広域消防防災センター（四季防災館）等による普及</u> <u>富山県防災危機管理センターの研修室や交流・展示ホール及び</u>災害を四季でとらえた体験型学習施設（四季防災館）における地震、流水、風雨災害などの体験学習や、富山ならではの特色ある研修、消防職団員の訓練の見学などを通じて、県民すべての防災意識を高める。</p> <p>オ (略) (2) 普及の内容 ア～カ (略) <u>キ マイ・タイムラインの作成</u> <u>災害の危険が迫った際の避難行動について、あらかじめ時系列で整理計画するマイ・タイムラインの作成を通じ、防災意識を高める。</u></p> <p>4～6 (略) 第2 自主防災組織の強化 (略) 1 地域における自主防災組織の充実(県危機管理局、市町村) (1) 自主防災組織の結成 県内における自主防災組織は、育成主体である市町村が指導・助言を行うことで、年々その組織化が進んでいる。しかし、都市部等での組織率が低い点や活動のマンネリ化、低迷などの課題の解消を図るため、<u>自主防災組織の未結成地区を対象とした防災講座の実施や防災リーダーを対象とした研修会の開催など、</u>自主防災組織の結成や活動の活性化を図っている。</p>	<p>国の防災基本計画の記載に合わせて修正</p> <p>富山県防災危機管理センターの供用開始に伴い修正</p> <p>マイ・タイムラインの作成について追加</p> <p>現状に合わせて修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>活動の活性化を図っている。 (略)</p> <p>(2) 自主防災組織の育成 災害時において重要な役割を担う自主防災組織の育成を図るため、<u>県及び市町村は、自主防災アドバイザーを活用するなどして、より一層きめこまやかな指導・助言や、地域において、防災リーダーとなる防災士の育成を行う</u>とともに、<u>防災活動に必要な各種マニュアルや自主防災組織研修用教材、自主防災組織化・活動ハンドブックの作成配布</u>、リーダー養成講習会の実施、防災講習会、<u>座談会、映画会</u>等の開催など教育訓練を受ける機会の提供に努めるものとする。</p> <p>(3) ～ (7) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第3 防災訓練の充実 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 個別防災訓練（各防災関係機関） (1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 避難訓練 (略)</p> <p>市町村は、水防団等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「<u>屋内安全確保</u>」の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。</p> <p>(5) ～ (8) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(略)</p> <p>(2) <u>防災士の養成と</u>自主防災組織の育成 災害時において重要な役割を担う自主防災組織の育成<u>充実</u>を図るため、<u>県で防災士養成研修を実施し、地域において、防災の専門知識をもった防災士を数多く養成する</u>とともに、防災活動に必要な各種マニュアルの作成配布、リーダー養成講習会の実施、防災講習会等の開催など教育訓練を受ける機会の提供に努めるものとする。</p> <p>(3) ～ (7) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第3 防災訓練の充実 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 個別防災訓練（各防災関係機関） (1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 避難訓練 (略)</p> <p>市町村は、水防団等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「<u>緊急安全確保</u>」の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。</p> <p>(5) ～ (8) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p><u>5 防災行動計画（タイムライン）の効果的な運用</u> <u>国、県及び市町村等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</u></p>	<p>防災士養成研修について追記</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う</p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせて修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>第4 要配慮者の安全確保</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 外国人の安全確保対策（県危機管理局、県地方創生局、県生活環境文化部、市町村）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）災害時の支援体制の整備</p> <p>県及び市町村は、災害時における外国語による災害情報の伝達方策や避難所での外国人支援体制の検討及び外国人住民支援のボランティアの育成に努める。なお、在日外国人と訪日外国人は、行動特性や情報ニーズが異なることに留意する必要がある。</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>（3）（略）</p> <p>第9節 （略）</p>	<p>第4 要配慮者の安全確保</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 外国人の安全確保対策（県危機管理局、県地方創生局、県生活環境文化部、市町村）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）災害時の支援体制の整備</p> <p>県及び市町村は、災害時における外国語による災害情報の伝達方策や避難所での外国人支援体制の検討及び外国人住民支援のボランティアの育成に努める。なお、在日外国人と訪日外国人は、行動特性や情報ニーズが異なることに留意する必要がある。</p> <p><u>また、県及び市町村は、国が行う研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成に努める。</u></p> <p>（3）（略）</p> <p>第9節 （略）</p>	<p>国防災基本計画の修正に伴う</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第2章 災害応急対策 (略) 第1節 予警報の伝達 (略)</p>  <p>第1 気象に関する予警報の種類及び発表基準 (略)</p> <p>第2 水防法に基づく水防警報及び洪水予報の種類、内容及び発表基準 (略)</p> <p>第3 水防法に基づく特別警戒水位到達情報の通知基準 (略)</p> <p>第4 伝達体制 (略)</p> <p>第1 気象に関する予警報の種類及び発表基準 (略)</p> <p>1 警戒レベルを用いた防災情報の提供（富山地方气象台） 警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考</p>	<p>第2章 災害応急対策 (略) 第1節 予警報の伝達 (略)</p>  <p>第1 気象に関する予警報の種類及び発表基準 (略)</p> <p>第2 水防法に基づく水防警報及び洪水予報の種類、内容及び発表基準 (略)</p> <p>第3 水防法に基づく特別警戒水位到達情報の通知基準 (略)</p> <p>第4 伝達体制 (略)</p> <p>第1 気象に関する予警報の種類及び発表基準 (略)</p> <p>1 警戒レベルを用いた防災情報の提供（富山地方气象台） 警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。「居住者等がとるべき行動」、「<u>当該</u>行動を居住者等に促す情報」及び「<u>当該</u>行動</p>	<p>気象庁ホームページの記述に合わせ修正</p> <p>現状に見合った記述に修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。</p> <p>（略）</p> <p>2 特別警報・警報・注意報（富山地方気象台） 大雨や強風等の気象現象によって、災害が<u>起こる</u>おそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が<u>起こる</u>おそれのあるときには「警報」が、重大な災害が<u>起こる</u>おそれが著しく大きい<u>場合</u>には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町村ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル(危険度分布)」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 警報・注意報の種類及び発表基準 警報・注意報発令基準一覧表(<u>令和2年8月6日現在</u>) (略)</p>	<p>をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。</p> <p>（略）</p> <p>2 特別警報・警報・注意報（富山地方気象台） 大雨や強風等の気象現象によって、災害が<u>発生する</u>おそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が<u>発生する</u>おそれがあるときには「警報」が、<u>予想される現象が特に異常であるため</u>重大な災害が<u>発生する</u>おそれが著しく大きい<u>とき</u>には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町村ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル(危険度分布)」や「<u>雷ナウキャスト</u>」、「<u>竜巻発生確度ナウキャスト</u>」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称が<u>用いられる</u>場合がある。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 警報・注意報の種類及び発表基準 警報・注意報発令基準一覧表(<u>令和4年5月26日現在</u>) (略)</p>	<p>現状に見合った記述に修正</p> <p>時点修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現行地域防災計画				修正案（変更部分のみ記載）				備考
(別表1) 大雨警報基準				(別表1) 大雨警報基準				大雨警報の基準をR4/5/26に変更したため
令和3年6月8日現在				令和4年5月26日現在				
市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	
東部南	富山市	14	100	東部南	富山市	14	100	
	舟橋村	14	—		舟橋村	14	—	
	上市町	16	113		上市町	16	113	
	立山町	14	108		立山町	14	108	
東部北	魚津市	18	122	東部北	魚津市	18	122	
	滑川市	12	122		滑川市	12	122	
	黒部市	13	115		黒部市	13	115	
	入善町	14	104		入善町	14	104	
	朝日町	14	104		朝日町	14	104	
西部北	高岡市	16	120	西部北	高岡市	16	120	
	氷見市	16	120		氷見市	16	120	
	小矢部市	16	123		小矢部市	16	123	
	射水市	18	125		射水市	19	125	
西部南	砺波市	14	115	西部南	砺波市	14	115	
	南砺市	10	96		南砺市	10	96	

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現行地域防災計画				修正案（変更部分のみ記載）				備考	
(別表2) 洪水警報基準				(別表2) 洪水警報基準					
(別表2) 洪水警報基準				(別表2) 洪水警報基準				洪水警報の基準をR4/5/26に変更したため	
令和3年6月8日現在				令和4年5月26日現在					
市町村等をまとめた地	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準	市町村等をまとめた地	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
東部南	富山市	松川流域=4.7、井田川流域=26.6、 黒野川流域=22.3、いたち川流域=9.9、 吉川流域=4、土川流域=8.9、 太田川流域=5.4、埦野川流域=3.9、 山田川流域=18、磯川流域=2.4、 白岩川流域=21.2、下条川流域=2.2	神通川流域=(8.59.9)、 いたち川流域=(8.6.9.9)、 埦野川流域=(8.2.9)	常願寺川【大川寺】、 神通川【大沢野大橋・神通大橋】	東部南	富山市	松川流域=7.3、井田川流域=26.6、 黒野川流域=22.3、いたち川流域=9.5、 吉川流域=4、土川流域=8.9、 太田川流域=5.4、埦野川流域=3.9、 山田川流域=18、磯川流域=2.4、 白岩川流域=21.2、下条川流域=2.2	神通川流域=(8.59.9)、 いたち川流域=(8.7.5.9)、 埦野川流域=(8.2.9)	常願寺川【大川寺】、 神通川【大沢野大橋・神通大橋】
		舟橋村	白岩川流域=20.1	-			常願寺川【大川寺】		
		上市町	上市川流域=16.6、白岩川流域=16.6、 大岩川流域=7.3	-			常願寺川【大川寺】		
		立山町	白岩川流域=13.9、新津川流域=9.6	-			常願寺川【大川寺】		
		東部北	魚津市	早月川流域=23.3、片貝川流域=20.1、 鴨川流域=2.7、角川流域=13.4、 布流川流域=13.2、大座川流域=5.3、 坊田川流域=2.7			鴨川流域=(7.2.4)、 角川流域=(7.12)、 大座川流域=(7.4.7)、 坊田川流域=(7.2.4)	-	東部北
湯川市	早月川流域=23.5、上市川流域=18.5			-	常願寺川【大川寺】				
黒部市	吉田川流域=5.3、高橋川流域=7.1、 黒瀬川流域=8.6、片貝川流域=21.1、 布流川流域=13.5			-	黒部川【愛本・愛本（下流）】				
入善町	入川流域=4.7、舟川流域=7.6			-	黒部川【愛本（下流）】				
朝日町	境川流域=20.6、笹川流域=9.2、 木流川流域=5.1、小川流域=21.2、 舟川流域=9、山合川流域=6.6			-	黒部川【愛本（下流）】				
西部北	高岡市	千保川流域=9.6、祖父川流域=6.1、 中川流域=4.7、岸渡川流域=6.6、 子龍川流域=10、和田川流域=9.6、 神代川流域=4.6、福之谷内川流域=5.3、 宇波川流域=7.5、阿尾川流域=11.5、 余川川流域=11.1、上庄川流域=15.8、 仏生寺川流域=11.7、泉川流域=4.4	和田川流域=(8.5.6)、 千保川流域=(14.8.6)	庄川【小牧・大門】、 小矢部川【石動・長江】	西部北	高岡市	千保川流域=9.6、祖父川流域=6.1、 中川流域=4.7、岸渡川流域=6.6、 子龍川流域=10、和田川流域=6.3	千保川流域=(14.8.6)、 和田川流域=(8.5.6)	庄川【小牧・大門】、 小矢部川【石動・長江】
		水見市	神代川流域=4.6、福之谷内川流域=5.3、 宇波川流域=7.5、阿尾川流域=11.5、 余川川流域=11.1、上庄川流域=15.8、 仏生寺川流域=11.7、泉川流域=4.4	余川川流域=(8.10.5)			-		
		小矢部市	子龍川流域=16.5、横江宮川流域=10.1、 渋江川流域=15.1	-			庄川【小牧】、 小矢部川【津沢・石動・長江】		
		射水市	和田川流域=13.7、新堀川流域=10、 下条川流域=12.4	-			神通川【神通大橋】、 庄川【小牧・大門】、 小矢部川【長江】		
		西部南	砺波市	庄川流域=55.6、和田川流域=9.9、 埦野川流域=8.1、千保川流域=4.8、 祖父川流域=5.4、岸渡川流域=2.9、 黒石川流域=5.1、横江宮川流域=8.5、 荒又川流域=6.6			-	庄川【小牧】、 小矢部川【津沢】	西部南
南砺市	小矢部川流域=22.7、渋江川流域=7.1、 旗川流域=12.2、山田川流域=14.6、 大井川流域=9.6、池川流域=8			小矢部川流域=(7.20.4)、 山田川流域=(6.13.3)、 池川流域=(7.7.2)	庄川【小牧】、 小矢部川【津沢】				
東部南	舟橋村			白岩川流域=20.1	-	常願寺川【大川寺】			
上市町	上市川流域=16.6、白岩川流域=16.6、 大岩川流域=7.3			-	常願寺川【大川寺】				
立山町	白岩川流域=13.9、新津川流域=9.6			-	常願寺川【大川寺】				
東部北	魚津市	早月川流域=23.3、片貝川流域=20.1、 鴨川流域=2.7、角川流域=13.4、 布流川流域=13.2、大座川流域=5.3、 坊田川流域=2.7	鴨川流域=(7.2.4)、 角川流域=(7.12)、 大座川流域=(7.4.7)、 坊田川流域=(7.2.4)	-	東部北	魚津市	早月川流域=23.3、片貝川流域=20.1、 鴨川流域=2.7、角川流域=13.4、 布流川流域=13.2、大座川流域=5.3、 坊田川流域=2.7	鴨川流域=(7.2.4)、 角川流域=(7.12)、 大座川流域=(7.4.7)、 坊田川流域=(7.2.4)	-
東部南	富山市	松川流域=4.7、井田川流域=26.6、 黒野川流域=22.3、いたち川流域=9.9、 吉川流域=4、土川流域=8.9、 太田川流域=5.4、埦野川流域=3.9、 山田川流域=18、磯川流域=2.4、 白岩川流域=21.2、下条川流域=2.2	神通川流域=(8.59.9)、 いたち川流域=(8.6.9.9)、 埦野川流域=(8.2.9)	常願寺川【大川寺】、 神通川【大沢野大橋・神通大橋】	東部南	富山市	松川流域=7.3、井田川流域=26.6、 黒野川流域=22.3、いたち川流域=9.5、 吉川流域=4、土川流域=8.9、 太田川流域=5.4、埦野川流域=3.9、 山田川流域=18、磯川流域=2.4、 白岩川流域=21.2、下条川流域=2.2	神通川流域=(8.59.9)、 いたち川流域=(8.7.5.9)、 埦野川流域=(8.2.9)	常願寺川【大川寺】、 神通川【大沢野大橋・神通大橋】
西部北	高岡市	千保川流域=9.6、祖父川流域=6.1、 中川流域=4.7、岸渡川流域=6.6、 子龍川流域=10、和田川流域=9.6、 神代川流域=4.6、福之谷内川流域=5.3、 宇波川流域=7.5、阿尾川流域=11.5、 余川川流域=11.1、上庄川流域=15.8、 仏生寺川流域=11.7、泉川流域=4.4	和田川流域=(8.5.6)、 千保川流域=(14.8.6)	庄川【小牧・大門】、 小矢部川【石動・長江】	西部北	高岡市	千保川流域=9.6、祖父川流域=6.1、 中川流域=4.7、岸渡川流域=6.6、 子龍川流域=10、和田川流域=6.3	千保川流域=(14.8.6)、 和田川流域=(8.5.6)	庄川【小牧・大門】、 小矢部川【石動・長江】
西部南	砺波市	庄川流域=55.6、和田川流域=9.9、 埦野川流域=8.1、千保川流域=4.8、 祖父川流域=5.4、岸渡川流域=2.9、 黒石川流域=5.1、横江宮川流域=8.5、 荒又川流域=6.6	-	庄川【小牧】、 小矢部川【津沢】	西部南	砺波市	庄川流域=55.6、和田川流域=9.9、 埦野川流域=8.1、千保川流域=4.8、 祖父川流域=5.4、岸渡川流域=2.9、 黒石川流域=5.1、横江宮川流域=8.5、 荒又川流域=6.6	-	庄川【小牧】、 小矢部川【津沢】
東部南	舟橋村	白岩川流域=20.1	-	常願寺川【大川寺】	東部南	舟橋村	白岩川流域=20.1	-	常願寺川【大川寺】
上市町	上市川流域=16.6、白岩川流域=16.6、 大岩川流域=7.3	-	常願寺川【大川寺】	上市町	上市川流域=16.6、白岩川流域=16.6、 大岩川流域=7.3	-	常願寺川【大川寺】	-	常願寺川【大川寺】
立山町	白岩川流域=13.9、新津川流域=9.6	-	常願寺川【大川寺】	立山町	白岩川流域=13.9、新津川流域=9.6	-	常願寺川【大川寺】	-	常願寺川【大川寺】
魚津市	早月川流域=23.3、片貝川流域=20.1、 鴨川流域=2.7、角川流域=13.4、 布流川流域=13.2、大座川流域=5.3、 坊田川流域=2.7	鴨川流域=(7.2.4)、 角川流域=(7.12)、 大座川流域=(7.4.7)、 坊田川流域=(7.2.4)	-	魚津市	早月川流域=23.3、片貝川流域=20.1、 鴨川流域=2.7、角川流域=13.4、 布流川流域=13.2、大座川流域=5.3、 坊田川流域=2.7	鴨川流域=(7.2.4)、 角川流域=(7.12)、 大座川流域=(7.4.7)、 坊田川流域=(7.2.4)	-	魚津市	早月川流域=23.3、片貝川流域=20.1、 鴨川流域=2.7、角川流域=13.4、 布流川流域=13.2、大座川流域=5.3、 坊田川流域=2.7
湯川市	早月川流域=23.5、上市川流域=18.5	-	常願寺川【大川寺】	湯川市	早月川流域=23.5、上市川流域=18.5	-	常願寺川【大川寺】	-	常願寺川【大川寺】
黒部市	吉田川流域=5.3、高橋川流域=7.1、 黒瀬川流域=8.6、片貝川流域=21.1、 布流川流域=13.5	-	黒部川【愛本・愛本（下流）】	黒部市	吉田川流域=5.3、高橋川流域=7.1、 黒瀬川流域=8.6、片貝川流域=21.1、 布流川流域=13.5	-	黒部川【愛本・愛本（下流）】	-	黒部川【愛本・愛本（下流）】
入善町	入川流域=4.7、舟川流域=7.6	-	黒部川【愛本（下流）】	入善町	入川流域=4.7、舟川流域=7.6	-	黒部川【愛本（下流）】	-	黒部川【愛本（下流）】
朝日町	境川流域=20.6、笹川流域=9.2、 木流川流域=5.1、小川流域=21.2、 舟川流域=9、山合川流域=6.6	-	黒部川【愛本（下流）】	朝日町	境川流域=20.6、笹川流域=9.2、 木流川流域=5.1、小川流域=21.2、 舟川流域=9、山合川流域=6.6	-	黒部川【愛本（下流）】	-	黒部川【愛本（下流）】
高岡市	千保川流域=9.6、祖父川流域=6.1、 中川流域=4.7、岸渡川流域=6.6、 子龍川流域=10、和田川流域=9.6、 神代川流域=4.6、福之谷内川流域=5.3、 宇波川流域=7.5、阿尾川流域=11.5、 余川川流域=11.1、上庄川流域=15.8、 仏生寺川流域=11.7、泉川流域=4.4	和田川流域=(8.5.6)、 千保川流域=(14.8.6)	庄川【小牧・大門】、 小矢部川【石動・長江】	高岡市	千保川流域=9.6、祖父川流域=6.1、 中川流域=4.7、岸渡川流域=6.6、 子龍川流域=10、和田川流域=6.3	千保川流域=(14.8.6)、 和田川流域=(8.5.6)	庄川【小牧・大門】、 小矢部川【石動・長江】		
水見市	神代川流域=4.6、福之谷内川流域=5.3、 宇波川流域=7.5、阿尾川流域=11.5、 余川川流域=11.1、上庄川流域=15.8、 仏生寺川流域=11.7、泉川流域=4.4	余川川流域=(8.10.5)	-	水見市	神代川流域=4.6、福之谷内川流域=5.3、 宇波川流域=7.5、阿尾川流域=11.5、 余川川流域=11.1、上庄川流域=15.8、 仏生寺川流域=11.7、泉川流域=4.4	余川川流域=(8.10.5)	-		
小矢部市	子龍川流域=16.5、横江宮川流域=10.1、 渋江川流域=15.1	-	庄川【小牧】、 小矢部川【津沢・石動・長江】	小矢部市	子龍川流域=16.5、横江宮川流域=10.1、 渋江川流域=15.1	-	庄川【小牧】、 小矢部川【津沢・石動・長江】		
射水市	和田川流域=13.7、新堀川流域=10、 下条川流域=12.4	-	神通川【神通大橋】、 庄川【小牧・大門】、 小矢部川【長江】	射水市	和田川流域=13.7、新堀川流域=9.3、 下条川流域=12.4	-	神通川【神通大橋】、 庄川【小牧・大門】、 小矢部川【長江】		
砺波市	庄川流域=55.6、和田川流域=9.9、 埦野川流域=8.1、千保川流域=4.8、 祖父川流域=5.4、岸渡川流域=2.9、 黒石川流域=5.1、横江宮川流域=8.5、 荒又川流域=6.6	-	庄川【小牧】、 小矢部川【津沢】	砺波市	庄川流域=55.6、和田川流域=9.9、 埦野川流域=8.1、千保川流域=4.8、 祖父川流域=5.4、岸渡川流域=2.9、 黒石川流域=5.1、横江宮川流域=8.5、 荒又川流域=6.6	-	庄川【小牧】、 小矢部川【津沢】		
南砺市	小矢部川流域=22.7、渋江川流域=7.1、 旗川流域=12.2、山田川流域=14.6、 大井川流域=9.6、池川流域=8	小矢部川流域=(7.20.4)、 山田川流域=(6.13.3)、 池川流域=(7.7.2)	庄川【小牧】、 小矢部川【津沢】	南砺市	小矢部川流域=22.7、渋江川流域=7.1、 旗川流域=12.2、山田川流域=14.6、 大井川流域=9.6、池川流域=8	小矢部川流域=(7.20.4)、 山田川流域=(6.13.3)、 池川流域=(7.7.2)	庄川【小牧】、 小矢部川【津沢】		

*1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

(別表3) (略)

(別表3) (略)

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現行地域防災計画					修正案（変更部分のみ記載）					備考
(別表4) 洪水注意報基準					(別表4) 洪水注意報基準					
(別表4) 洪水注意報基準 令和3年6月8日現在					(別表4) 洪水注意報基準 令和4年5月26日現在					
市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準	市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準	洪水注意報 の基準を R4/5/26に 変更したた め
東部南	富山市	松川流域=2.4, 井田川流域=21.2, 熊野川流域=17.8, いたち川流域=7.2, 古川流域=3.2, 土川流域=7.1, 太田川流域=4.3, 山田川流域=14.4, 坪野川流域=3.1, 白岩川流域=16.9, 下条川流域=21.7, 磯川流域=1.9	神通川流域= (5, 53.9), 松川流域= (7, 2.4), いたち川流域= (5, 5.4), 土川流域= (9, 5.6), 坪野川流域= (7, 2.6), 磯川流域= (5, 1.9), 下条川流域= (9, 1.4)	常願寺川 [大川寺], 神通川 [大沢野大橋・神通大橋]	東部南	富山市	松川流域= 5.8 , 井田川流域=21.2, 熊野川流域=17.8, いたち川流域= 7.6 , 古川流域=3.2, 土川流域=7.1, 太田川流域=4.3, 坪野川流域=3.1, 山田川流域=14.4, 磯川流域=1.9, 白岩川流域=16.9, 下条川流域=21.7	神通川流域= (5, 53.9), いたち川流域= (5, 5.9), 土川流域= (9, 5.6), 坪野川流域= (7, 2.6), 磯川流域= (5, 1.9), 下条川流域= (9, 1.4)	常願寺川 [大川寺], 神通川 [大沢野大橋・神通大橋]	
	舟橋村	白岩川流域=16	—	—		舟橋村	白岩川流域=16	—	—	
	上市町	上市川流域=12.9, 白岩川流域=13.2, 大岩川流域=5.8	—	—		上市町	上市川流域=12.9, 白岩川流域=13.2, 大岩川流域=5.8	—	—	
	立山町	白岩川流域=11.1, 枳津川流域=7.6	—	常願寺川 [大川寺]		立山町	白岩川流域=11.1, 枳津川流域=7.6	—	常願寺川 [大川寺]	
東部北	魚津市	早月川流域=18.6, 片貝川流域=16, 鴨川流域=2.1, 角川流域=10.7, 布施川流域=10.5, 大座川流域=4.2, 坊田川流域=2.1	鴨川流域= (5, 2.1), 角川流域= (7, 8.6), 大座川流域= (5, 4.2), 坊田川流域= (5, 2.1)	—	東部北	魚津市	早月川流域=18.6, 片貝川流域=16, 鴨川流域=2.1, 角川流域=10.7, 布施川流域=10.5, 大座川流域=4.2, 坊田川流域=2.1	鴨川流域= (5, 2.1), 角川流域= (7, 8.6), 大座川流域= (5, 4.2), 坊田川流域= (5, 2.1)	—	
	滑川市	早月川流域=18.8, 上市川流域=14.8	—	—		滑川市	早月川流域=18.8, 上市川流域=14.8	—	—	
	黒部市	吉田川流域=4.2, 高橋川流域=5.6, 黒瀬川流域=6.8, 片貝川流域=16.8, 布施川流域=10.8	高橋川流域= (9, 4.5)	黒部川 [愛本・愛本 (下流)]		黒部市	吉田川流域=4.2, 高橋川流域= 2.6 , 黒瀬川流域=6.8, 片貝川流域=16.8, 布施川流域=10.8	高橋川流域= (9, 2.9)	黒部川 [愛本・愛本 (下流)]	
	入善町	入川流域=3.7, 舟川流域=6	—	黒部川 [愛本 (下流)]		入善町	入川流域=3.7, 舟川流域=6	—	黒部川 [愛本 (下流)]	
西部北	朝日町	境川流域=16.4, 笹川流域=7.3, 木流川流域=4, 小川流域=16.9, 舟川流域=7.2, 山合川流域=5.2	—	—	朝日町	境川流域=16.4, 笹川流域=7.3, 木流川流域=4, 小川流域=16.9, 舟川流域=7.2, 山合川流域=5.2	—	—		
	高岡市	千保川流域=7.6, 祖父川流域=4.8, 中川流域=3.7, 岸渡川流域=5.2, 子撫川流域=8, 和田川流域=5	千保川流域= (5, 6.8), 和田川流域= (5, 5)	庄川 [小牧・大門], 小矢部川 [長江]	西部北	高岡市	千保川流域=7.6, 祖父川流域=4.8, 中川流域=3.7, 岸渡川流域=5.2, 子撫川流域=8, 和田川流域=5	千保川流域= (5, 6.8), 和田川流域= (5, 5)	庄川 [大門], 小矢部川 [長江]	
	氷見市	神代川流域=3.6, 脇之谷内川流域=4.2, 宇波川流域=6, 阿尾川流域=9.2, 余川川流域=8.8, 上庄川流域=12.6, 仏生寺川流域=9.3, 泉川流域=2.4	神代川流域= (8, 2.9), 脇之谷内川流域= (5, 4.2), 宇波川流域= (7, 4.1), 余川川流域= (8, 8.8), 上庄川流域= (8, 12.6), 仏生寺川流域= (5, 9.3), 泉川流域= (9, 2.4)	—		氷見市	神代川流域=3.6, 脇之谷内川流域=4.2, 宇波川流域=6, 阿尾川流域=9.2, 余川川流域=8.8, 上庄川流域=12.6, 仏生寺川流域=9.3, 泉川流域=2.4	神代川流域= (8, 2.9), 脇之谷内川流域= (5, 4.2), 宇波川流域= (7, 4.1), 余川川流域= (8, 8.8), 上庄川流域= (8, 12.6), 仏生寺川流域= (5, 9.3), 泉川流域= (9, 2.4)	—	
	小矢部市	子撫川流域=13.2, 横江宮川流域=8, 洪江川流域=12	横江宮川流域= (5, 7.9), 洪江川流域= (5, 12)	小矢部川 [津沢・石動・長江]		小矢部市	子撫川流域=13.2, 横江宮川流域=8, 洪江川流域=12	横江宮川流域= (5, 7.9), 洪江川流域= (5, 12)	小矢部川 [津沢・石動・長江]	
射水市	和田川流域=10.9, 新堀川流域=8, 下条川流域=9.9	和田川流域= (7, 7.9), 新堀川流域= (8, 6.4)	庄川 [大門], 小矢部川 [長江]	射水市		和田川流域=10.9, 新堀川流域= 7.4 , 下条川流域=9.9	和田川流域= (7, 7.9), 新堀川流域= (8, 5.9)	庄川 [大門], 小矢部川 [長江]		
西部南	砺波市	庄川流域=44.4, 和田川流域=7.9, 坪野川流域=6.4, 千保川流域=3.8, 祖父川流域=4.3, 岸渡川流域=2.3, 黒石川流域=4, 横江宮川流域=6.8, 荒又川流域=5.2	岸渡川流域= (5, 2.1)	庄川 [小牧]	西部南	砺波市	庄川流域=44.4, 和田川流域=7.9, 坪野川流域=6.4, 千保川流域=3.8, 祖父川流域=4.3, 岸渡川流域=2.3, 黒石川流域=4, 横江宮川流域=6.8, 荒又川流域=5.2	岸渡川流域= (5, 2.1)	庄川 [小牧]	
	南砺市	小矢部川流域=18.1, 洪江川流域=5.6, 旅川流域=9.7, 山田川流域=11.6, 大井川流域=7.6, 池川流域=6.4	小矢部川流域= (5, 18.1), 旅川流域= (7, 7.8), 山田川流域= (5, 10.7), 大井川流域= (5, 7.6), 池川流域= (5, 6.4)	小矢部川 [津沢]		南砺市	小矢部川流域=18.1, 洪江川流域=5.6, 旅川流域=9.7, 山田川流域=11.6, 大井川流域=7.6, 池川流域=6.4	小矢部川流域= (5, 18.1), 旅川流域= (7, 7.8), 山田川流域= (5, 11.6), 大井川流域= (5, 7.6), 池川流域= (5, 6.4)	小矢部川 [津沢]	

*1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

(別表5) (略)

(別表5) (略)

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>【警報・注意報基準一覧表の解説】</p> <p>(1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。</p> <p>(2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。</p> <p>(3) 波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報、記録的短時間大雨情報の（）内は基準として用いる気象要素を示す。なお、府県予報区、一次細分区域及び市町村等をまとめた地域で取り扱いが異なる場合は、個々の欄に付記している。</p> <p>(4) 大雨、洪水、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、強風注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。</p> <p>(5) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。</p> <p>(6) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、又は、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。</p> <p>(7) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。</p>	<p>【<u>市町村等版</u>警報・注意報発表基準一覧表の解説】</p> <p>(1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。</p> <p>(2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(3) 大雨、洪水、<u>大雪</u>、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、<u>暴風雪警報</u>、強風注意報、<u>風雪注意報</u>及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。</p> <p>(4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。</p> <p>(5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、<u>また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）</u>についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。</p> <p>(6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する<u>ため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示し</u></p>	<p>気象庁ホームページ記載に合わせ修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>(8) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。</p> <p>(9) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。</p> <p>(10) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。</p> <p>(11) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。</p> <p>(12) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。</p> <p>(13) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。</p> <p>(14) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。</p> <p>(15) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。</p>	<p><u>ている。</u></p> <p>(7) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。<u>また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。</u></p> <p>(8) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。<u>ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。</u></p> <p>(9) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。 <u>1km 四方毎の基準値については、気象庁ホームページ</u> <u>(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/ki_jun/index_shisu.html) を参照のこと。</u></p> <p>(10) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。</p> <p>(11) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。 <u>主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は気象庁ホームページ</u> <u>(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/ki_jun/index_kouzu.html) を参照のこと。</u></p> <p>(12) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。 <u>その他の地点の基準値は気象庁ホームページ</u> <u>https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/ki_jun/index_kouzui.html</u></p>	

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>(3) (略)</p>	<p><u>html) を参照のこと。</u> (13) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。 (14) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。 (3) (略)</p>	

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																				
<p>3 <u>大雨警報・洪水警報の危険度分布等（富山地方气象台）</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</td> <td> <p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>非常に危険</u>」（<u>うす紫</u>）、「<u>極めて危険</u>」（<u>濃い紫</u>）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：<u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u> </td> </tr> <tr> <td>浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）</td> <td> <p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p>1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> </td> </tr> <tr> <td>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</td> <td> <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>非常に危険</u>」（<u>うす紫</u>）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：<u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u> </td> </tr> <tr> <td>流域雨量指数の予測値</td> <td> <p><u>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>非常に危険</u>」（<u>うす紫</u>）、「<u>極めて危険</u>」（<u>濃い紫</u>）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：<u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u> 	浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p>1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>	洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>非常に危険</u>」（<u>うす紫</u>）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：<u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u> 	流域雨量指数の予測値	<p><u>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</u></p>	<p>3 <u>キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</td> <td> <p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>災害切迫</u>」（<u>黒</u>）：<u>命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</u> ・「<u>危険</u>」（<u>紫</u>）：<u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u> ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：<u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u> </td> </tr> <tr> <td>浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）</td> <td> <p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p>1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> </td> </tr> <tr> <td>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</td> <td> <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>災害切迫</u>」（<u>黒</u>）：<u>命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</u> ・「<u>危険</u>」（<u>紫</u>）：<u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u> ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：<u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u> </td> </tr> <tr> <td>流域雨量指数の予測値</td> <td> <p><u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>災害切迫</u>」（<u>黒</u>）：<u>命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</u> ・「<u>危険</u>」（<u>紫</u>）：<u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u> ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：<u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u> 	浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p>1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>	洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>災害切迫</u>」（<u>黒</u>）：<u>命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</u> ・「<u>危険</u>」（<u>紫</u>）：<u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u> ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：<u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u> 	流域雨量指数の予測値	<p><u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</u></p>	<p>現状に見合った記述に修正</p>
種類	概要																					
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>非常に危険</u>」（<u>うす紫</u>）、「<u>極めて危険</u>」（<u>濃い紫</u>）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：<u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u> 																					
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p>1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>																					
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>非常に危険</u>」（<u>うす紫</u>）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：<u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u> 																					
流域雨量指数の予測値	<p><u>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</u></p>																					
種類	概要																					
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>災害切迫</u>」（<u>黒</u>）：<u>命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</u> ・「<u>危険</u>」（<u>紫</u>）：<u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u> ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：<u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u> 																					
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p>1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>																					
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>災害切迫</u>」（<u>黒</u>）：<u>命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。</u> ・「<u>危険</u>」（<u>紫</u>）：<u>危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u> ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：<u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u> 																					
流域雨量指数の予測値	<p><u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</u></p>																					
<p>4 （略）</p>	<p>4 （略）</p>																					

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>5 富山県気象情報（富山地方気象台） 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>6（略）</p> <p>7 記録的短時間大雨情報（気象庁） 県内で、大雨警報発表中に、<u>キキクル（危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。</u></p> <p>（略）</p> <p>8（略）</p> <p>9 指定河川洪水予報（富山地方気象台、北陸地方整備局） 河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報であり、常願寺川・神通川・庄川及び小矢部川洪水予報については、富山河川国道事務所と富山地方気象台が共同で、黒部川洪水予報については、黒部河川事務所と富山地方気象台が共同で発表する。</p>	<p>5 富山県気象情報（富山地方気象台） 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。</p> <p>大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する富山県気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報等として発表される。 <u>「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性が高いことが予想された場合に、半日程度前から、気象情報において、「線状降水帯」というキーワードを使って呼びかける。この呼びかけは、警戒レベル相当情報を補足する解説情報として発表される。</u></p> <p>6（略）</p> <p>7 記録的短時間大雨情報（気象庁） 県内で、大雨警報発表中に、<u>数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつキキクル（危険度分布）の「危険」（紫色の警戒レベル4相当）が出現している場合に、気象庁から発表される。</u></p> <p>（略）</p> <p>8（略）</p> <p>9 指定河川洪水予報（富山地方気象台、<u>富山河川国道事務所、黒部河川事務所</u>） 河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報であり、常願寺川・神通川・庄川及び小矢部川洪水予報については、富山河川国道事務所と富山地方気象台が共同で、黒部川洪水予報については、黒部河川事務所と富山地方気象台が共同で発表する。<u>警戒レベル2～5に相当す</u></p>	<p>現状に見合った記述に修正</p> <p>現状に見合った記述に修正</p> <p>指定河川洪水予報は富山河川国道事務所、黒部河川事務所が共同発表</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画			修 正 案（変更部分のみ記載）			備 考
(略)			(略)			
洪水警報	種類	概要	種類	概要		氾濫危険情報 を予測で 発表 令和4年出 水期から改 善
	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の 危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する 必要があることを示す警戒レベル5に相当。		
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の 状態 が継続しているときに発表される。 氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の 状況 が継続しているとき、 または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれる ときに発表される。 氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。		
洪水注意報	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は 危険な場所からの 避難が必要とされる警戒レベル3に相当。		
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の 状態 が継続しているときに発表される。 ハザードマップによる災害リスク等を再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	洪水注意報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の 状況 が継続しているときに発表される。 ハザードマップによる災害リスク等を再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。		
第2 水防法に基づく水防警報及び洪水予報の種類、内容及び発令基準 1 水防警報の発令及び洪水予報の発表（北陸地方整備局、富山地方气象台、県土木部） (1) (略) (2) 洪水予報の発表 ア (略) イ 知事は、洪水により相当な損害を生ずるおそれのある河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を直ちに水防管理者等に通知する。 2～5 (略)			第2 水防法に基づく水防警報及び洪水予報の種類、内容及び発令基準 1 水防警報の発令及び洪水予報の発表（北陸地方整備局、富山地方气象台、県土木部） (1) (略) (2) 洪水予報の発表 ア (略) <u>(削除)</u> 2～5 (略)			
第3 水防法に基づく特別警戒水位到達情報の通知基準 1 特別警戒 水位到達情報の通知及び周知（北陸地方整備局、県土木部） (1) 国土交通大臣は、洪水予報を行う河川以外の河川で洪水により相当な被害を生ずるおそれのある河川につ			第3 水防法に基づく氾濫危険水位到達情報の通知基準 1 氾濫危険 水位到達情報の通知及び周知（北陸地方整備局、県土木部） (1) 国土交通大臣は、洪水予報を行う河川以外の河川で洪水により相当な被害を生ずるおそれ があるものとして指			県管理河川に洪水予報河川が無い ため削除 「氾濫危険水位」の語が一般化しているため、こ

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																												
<p>いて、特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、知事にその旨を通知するとともに一般に周知する。知事は通知を受けたときは直ちにその事項を水防管理者等に通知する。</p> <p>(2) 知事は、洪水予報を行う河川以外の河川で洪水により相当な被害を生ずるおそれのある河川について、特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、水防管理者等に通知するとともに一般に周知する。</p> <p>(3) 上記(1)(2)の通知をした国土交通大臣及び知事は、避難のための立ち退きの勧告または指示の判断に資するため、関係市町村長にその事項を通知する。</p> <p>(資料「4-2-1 水位観測所及び通報、警戒水位、特別警戒水位」「4-1-2 水位情報周知河川」)</p>	<p>定した河川について、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、知事にその旨を通知するとともに一般に周知する。知事は通知を受けたときは直ちにその事項を水防管理者等に通知する。</p> <p>(2) 知事は、洪水予報を行う河川以外の河川で洪水により相当な被害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、水防管理者等に通知するとともに一般に周知する。</p> <p>(3) 上記(1)(2)の通知をした国土交通大臣及び知事は、避難のための立ち退きの指示の判断に資するため、関係市町村長にその事項を通知する。</p> <p>(資料「4-2-1 水位観測所及び基準水位一覧表」)</p>	<p>れに統一。また水防法との整合を図る</p> <p>資料編と整合をとるため</p>																												
<p>第4 伝達体制</p> <p>1 伝達体制（富山地方气象台、県総合政策局、県土木部、市町村）</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 特別警戒水位到達情報の伝達 特別警戒水位到達情報の伝達系統等については、県水防計画で定めておくものとする。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>2 非常時の伝達体制（各防災関係機関）</p> <p>(1) 関係機関は、富山地方气象台との専用通信施設又は公共通信施設が途絶した場合には、次の方法により予警報の受信の確保を図るものとする。</p>	<p>第4 伝達体制</p> <p>1 伝達体制（富山地方气象台、県総合政策局、県土木部、市町村）</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 氾濫危険水位到達情報の伝達 氾濫危険水位到達情報の伝達系統等については、県水防計画で定めておくものとする。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>2 非常時の伝達体制（各防災関係機関）</p> <p>(1) 関係機関は、富山地方气象台との専用通信施設又は公共通信施設が途絶した場合には、次の方法により予警報の受信の確保を図るものとする。</p>	<p>「氾濫危険水位」の語が一般化しているため、これに統一</p>																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>伝達機関</th> <th>関係機関措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富山県（防災・危機管理課）</td> <td>移動無線車及び連絡員派遣</td> </tr> <tr> <td>国土交通省（富山河川国道事務所）</td> <td>移動無線車及び連絡員派遣</td> </tr> <tr> <td>海上保安庁（伏木海上保安部）</td> <td>県警本部との間で非常無線確保</td> </tr> <tr> <td>日本放送協会（富山放送局）</td> <td>連絡員派遣</td> </tr> <tr> <td>民放・新聞各社</td> <td>携帯無線機及び連絡員派遣</td> </tr> <tr> <td>西日本旅客鉄道株式会社（施設指令、富山工務管理センター）</td> <td>連絡員派遣</td> </tr> </tbody> </table>	伝達機関	関係機関措置	富山県（防災・危機管理課）	移動無線車及び連絡員派遣	国土交通省（富山河川国道事務所）	移動無線車及び連絡員派遣	海上保安庁（伏木海上保安部）	県警本部との間で非常無線確保	日本放送協会（富山放送局）	連絡員派遣	民放・新聞各社	携帯無線機及び連絡員派遣	西日本旅客鉄道株式会社（施設指令、 富山工務管理センター ）	連絡員派遣	<table border="1"> <thead> <tr> <th>伝達機関</th> <th>関係機関措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富山県（防災・危機管理課）</td> <td>移動無線車及び連絡員派遣</td> </tr> <tr> <td>国土交通省（富山河川国道事務所）</td> <td>移動無線車及び連絡員派遣</td> </tr> <tr> <td>海上保安庁（伏木海上保安部）</td> <td>県警本部との間で非常無線確保</td> </tr> <tr> <td>日本放送協会（富山放送局）</td> <td>連絡員派遣</td> </tr> <tr> <td>民放・新聞各社</td> <td>携帯無線機及び連絡員派遣</td> </tr> <tr> <td>西日本旅客鉄道株式会社（施設指令、北陸広域鉄道部施設課）</td> <td>連絡員派遣</td> </tr> </tbody> </table>	伝達機関	関係機関措置	富山県（防災・危機管理課）	移動無線車及び連絡員派遣	国土交通省（富山河川国道事務所）	移動無線車及び連絡員派遣	海上保安庁（伏木海上保安部）	県警本部との間で非常無線確保	日本放送協会（富山放送局）	連絡員派遣	民放・新聞各社	携帯無線機及び連絡員派遣	西日本旅客鉄道株式会社（施設指令、 北陸広域鉄道部施設課 ）	連絡員派遣	<p>北陸新幹線開業に伴う組織改正により名称変更</p>
伝達機関	関係機関措置																													
富山県（防災・危機管理課）	移動無線車及び連絡員派遣																													
国土交通省（富山河川国道事務所）	移動無線車及び連絡員派遣																													
海上保安庁（伏木海上保安部）	県警本部との間で非常無線確保																													
日本放送協会（富山放送局）	連絡員派遣																													
民放・新聞各社	携帯無線機及び連絡員派遣																													
西日本旅客鉄道株式会社（施設指令、 富山工務管理センター ）	連絡員派遣																													
伝達機関	関係機関措置																													
富山県（防災・危機管理課）	移動無線車及び連絡員派遣																													
国土交通省（富山河川国道事務所）	移動無線車及び連絡員派遣																													
海上保安庁（伏木海上保安部）	県警本部との間で非常無線確保																													
日本放送協会（富山放送局）	連絡員派遣																													
民放・新聞各社	携帯無線機及び連絡員派遣																													
西日本旅客鉄道株式会社（施設指令、 北陸広域鉄道部施設課 ）	連絡員派遣																													

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画		修 正 案（変更部分のみ記載）		備 考
北陸電力送配電株式会社（中央給電指令所）	携帯無線機及び連絡員派遣	北陸電力送配電株式会社（中央給電指令所）	携帯無線機及び連絡員派遣	
富山地方鉄道株式会社（技術課）	携帯ラジオ確保	富山地方鉄道株式会社（技術課）	携帯ラジオ確保	
日本赤十字社富山県支部（事業推進課）	連絡員派遣	日本赤十字社富山県支部（事業推進課）	連絡員派遣	
(2) (略)		(2) (略)		県管理河川に洪水予報河川が無い ため削除 「氾濫危険水位」の語が一般化しているため、これに統一。また水防法との整合を図る。また、脱字の修正
3 (略)		3 (略)		
第2節 災害未然防止活動の実施		第2節 災害未然防止活動の実施		
第1 水害対策		第1 水害対策		
1 (略)		1 (略)		
2 水防警報の発令及び洪水予報の発表（北陸地方整備局、富山地方气象台、県土木部）		2 水防警報の発令及び洪水予報の発表（北陸地方整備局、富山地方气象台、県土木部）		
(1) (略)		(1) (略)		
(2) 洪水予報の発表		(2) 洪水予報の発表		
ア (略)		(略) <u>(削除)</u>		
イ <u>知事は、洪水により相当な被害を生ずるおそれのある河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を直ちに水防管理者等に通知する。</u>				
3 特別警戒 水位到達情報の通知及び周知（北陸地方整備局、県土木部）		3 氾濫危険 水位到達情報の通知及び周知（北陸地方整備局、県土木部）		
(1) 国土交通大臣は、洪水予報を行う河川以外の河川で洪水により県民経済上重大な損害を生ずるおそれのある河川について、 洪水特別警戒 水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、知事及び関係市町村長にその旨を通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。知事は、通知を受けたときは直ちにその事項を水防計画で定める水防管理者、量水管理者に通知する。		(1) 国土交通大臣は、洪水予報を行う河川以外の河川で洪水により県民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位） を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、知事及び関係市町村長にその旨を通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。知事は、通知を受けたときは直ちにその事項を水防計画で定める水防管理者、量水 標 管理者に通知する。		
(2) 知事は、洪水予報を行う河川以外の河川で洪水により相当な被害を生ずるおそれのある河川について、 洪水特別警戒 水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、水防計画で定める水防管理者、量水管理者及び関係市町村長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。 また、その他の河川についても、役場等の所在地に係		(2) 知事は、洪水予報を行う河川以外の河川で洪水により相当な被害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、 氾濫危険 水位（ 洪水特別警戒水位 ）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、水防計画で定める水防管理者、量水 標 管理者及び関係市町村長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。 また、その他の河川についても、役場等の所在地に係		

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ河川水位等の情報を提供するよう努めるものとする。</p> <p>(3) 知事及び市町村長は、公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものにおいて、<u>雨水出水特別警戒</u>水位を定め、その水位に達したときは、水防計画で定める水防管理者、量水管理者及び関係市町村長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。</p> <p>(4) 知事は、区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものにおいて、<u>高潮特別警戒</u>水位を定め、その水位に達したときは水防計画で定める水防管理者、量水管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。</p> <p>(5) 上記（1）～（4）の通知をした国土交通大臣及び知事は、避難のための立ち退きの<u>勧告又は</u>指示の判断に資するため、関係市町村長にその事項を通知する。</p> <p>4～6 （略）</p> <p>第2 土砂災害対策 (略)</p> <p>1～6 （略）</p> <p>7 専門技術者の協力（県農林水産部、県土木部）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その他の機関との連携及び制度の活用 (略)</p> <p>※3 災害復旧技術専門家派遣制度 (公社) 全国防災協会が、・・・(中略)・・・助言をボランティア活動として行う制度 <u>(資料「12-14 災害復旧技術専門家派遣制度」)</u></p> <p>※4 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>第3節 応急活動体制 (略)</p>	<p>る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ河川水位等の情報を提供するよう努めるものとする。</p> <p>(3) 知事及び市町村長は、公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものにおいて、<u>氾濫危険</u>水位（<u>雨水出水特別警戒水位</u>）を定め、その水位に達したときは、水防計画で定める水防管理者、量水<u>標</u>管理者及び関係市町村長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。</p> <p>(4) 知事は、区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものにおいて、<u>氾濫危険</u>水位（<u>高潮特別警戒水位</u>）を定め、その水位に達したときは水防計画で定める水防管理者、量水<u>標</u>管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。</p> <p>(5) 上記（1）～（4）の通知をした国土交通大臣及び知事は、避難のための立ち退きの指示の判断に資するため、関係市町村長にその事項を通知する。</p> <p>4～6 （略）</p> <p>第2 土砂災害対策 (略)</p> <p>1～6 （略）</p> <p>7 専門技術者の協力（県農林水産部、県土木部）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その他の機関との連携及び制度の活用 (略)</p> <p>※3 災害復旧技術専門家派遣制度 (公社) 全国防災協会が、・・・(中略)・・・助言をボランティア活動として行う制度 <u>(削除)</u></p> <p>※4 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>第3節 応急活動体制 (略)</p>	<p>資料編の改訂と整合をとるもの</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現行地域防災計画		修正案（変更部分のみ記載）		備考																														
第1 県の活動体制 (略) 1 職員の非常配備・参集（県危機管理局） (略) (1) 非常配備基準 職員の非常配備基準は、次のとおりとする。		第1 県の活動体制 (略) 1 職員の非常配備・参集（県危機管理局） (略) (1) 非常配備基準 職員の非常配備基準は、次のとおりとする。		配備計画の 適正化を図 るもの																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>配備基準</th> <th colspan="2">配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 非常配備</td> <td> ① 各種注意報等が県下に発表され、危険な状態が予想されるとき ② 下新川海岸において水防警報（待機・準備）が発令されたとき ③ 知事（本部長）が必要と認め当該配備を指令したとき </td> <td> 防災・危機管理課 消防課 河川課 </td> <td> 各課 2～3名程度 </td> </tr> <tr> <td>第2 非常配備</td> <td> ① 「大雨」、「洪水」、「暴風」警報が県下に発表され、危険な状態が予想されるとき ② 下新川海岸において水防警報（距離確保準備）が発令されたとき ③ 知事（本部長）が必要と認め当該配備を指令したとき </td> <td> 防災・危機管理課 消防課 管財課 道路課 河川課 厚生企画課 </td> <td> 各課員の約3分の1程度 </td> </tr> <tr> <td>第3 非常配備</td> <td> ① 県下全域にわたって災害が発生すると予想されるとき ② 県下全域でなくとも、その被害が特に甚大であると予想され、かつ知事（本部長）が必要と認め当該配備を指令したとき ③ 県下に「大雨」、「暴風」、「高潮」、「波浪」特別警報が発表されたとき </td> <td colspan="2"> 災害対策に万全を期すため、当該災害に関係ある各課（班）全員があたる。<u>（追加）</u> </td> </tr> </tbody> </table>	種別	配備基準	配備体制		第1 非常配備	① 各種注意報等が県下に発表され、危険な状態が予想されるとき ② 下新川海岸において水防警報（待機・準備）が発令されたとき ③ 知事（本部長）が必要と認め当該配備を指令したとき	防災・危機管理課 消防課 河川課	各課 2～3名程度	第2 非常配備	① 「大雨」、「洪水」、「暴風」警報が県下に発表され、危険な状態が予想されるとき ② 下新川海岸において水防警報（距離確保準備）が発令されたとき ③ 知事（本部長）が必要と認め当該配備を指令したとき	防災・危機管理課 消防課 管財課 道路課 河川課 厚生企画課	各課員の約3分の1程度	第3 非常配備	① 県下全域にわたって災害が発生すると予想されるとき ② 県下全域でなくとも、その被害が特に甚大であると予想され、かつ知事（本部長）が必要と認め当該配備を指令したとき ③ 県下に「大雨」、「暴風」、「高潮」、「波浪」特別警報が発表されたとき	災害対策に万全を期すため、当該災害に関係ある各課（班）全員があたる。 <u>（追加）</u>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>配備基準</th> <th colspan="2">配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 非常配備</td> <td> ① 各種注意報等が県下に発表され、危険な状態が予想されるとき ② 下新川海岸において水防警報（待機・準備）が発令されたとき ③ 知事（本部長）が必要と認め当該配備を指令したとき </td> <td> 防災・危機管理課 消防課 </td> <td> 各課 2～3名程度 </td> </tr> <tr> <td>第2 非常配備</td> <td> ① 「大雨」、「洪水」、「暴風」警報が県下に発表され、危険な状態が予想されるとき ② 下新川海岸において水防警報（距離確保準備）が発令されたとき ③ 知事（本部長）が必要と認め当該配備を指令したとき </td> <td> 防災・危機管理課 消防課 管財課 厚生企画課 </td> <td> 各課員の約3分の1程度 </td> </tr> <tr> <td>第3 非常配備</td> <td> ① 県下全域にわたって災害が発生すると予想されるとき ② 県下全域でなくとも、その被害が特に甚大であると予想され、かつ知事（本部長）が必要と認め当該配備 </td> <td colspan="2"> 災害対策に万全を期すため、<u>原則として</u>当該災害に関係ある各課（班）全員があたる。<u>ただし、知事（本部長）が、災害の発生（予測を含む。）規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定</u> </td> </tr> </tbody> </table>	種別	配備基準	配備体制		第1 非常配備	① 各種注意報等が県下に発表され、危険な状態が予想されるとき ② 下新川海岸において水防警報（待機・準備）が発令されたとき ③ 知事（本部長）が必要と認め当該配備を指令したとき	防災・危機管理課 消防課	各課 2～3名程度	第2 非常配備	① 「大雨」、「洪水」、「暴風」警報が県下に発表され、危険な状態が予想されるとき ② 下新川海岸において水防警報（距離確保準備）が発令されたとき ③ 知事（本部長）が必要と認め当該配備を指令したとき	防災・危機管理課 消防課 管財課 厚生企画課	各課員の約3分の1程度	第3 非常配備	① 県下全域にわたって災害が発生すると予想されるとき ② 県下全域でなくとも、その被害が特に甚大であると予想され、かつ知事（本部長）が必要と認め当該配備	災害対策に万全を期すため、 <u>原則として</u> 当該災害に関係ある各課（班）全員があたる。 <u>ただし、知事（本部長）が、災害の発生（予測を含む。）規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定</u>		
種別	配備基準	配備体制																																
第1 非常配備	① 各種注意報等が県下に発表され、危険な状態が予想されるとき ② 下新川海岸において水防警報（待機・準備）が発令されたとき ③ 知事（本部長）が必要と認め当該配備を指令したとき	防災・危機管理課 消防課 河川課	各課 2～3名程度																															
第2 非常配備	① 「大雨」、「洪水」、「暴風」警報が県下に発表され、危険な状態が予想されるとき ② 下新川海岸において水防警報（距離確保準備）が発令されたとき ③ 知事（本部長）が必要と認め当該配備を指令したとき	防災・危機管理課 消防課 管財課 道路課 河川課 厚生企画課	各課員の約3分の1程度																															
第3 非常配備	① 県下全域にわたって災害が発生すると予想されるとき ② 県下全域でなくとも、その被害が特に甚大であると予想され、かつ知事（本部長）が必要と認め当該配備を指令したとき ③ 県下に「大雨」、「暴風」、「高潮」、「波浪」特別警報が発表されたとき	災害対策に万全を期すため、当該災害に関係ある各課（班）全員があたる。 <u>（追加）</u>																																
種別	配備基準	配備体制																																
第1 非常配備	① 各種注意報等が県下に発表され、危険な状態が予想されるとき ② 下新川海岸において水防警報（待機・準備）が発令されたとき ③ 知事（本部長）が必要と認め当該配備を指令したとき	防災・危機管理課 消防課	各課 2～3名程度																															
第2 非常配備	① 「大雨」、「洪水」、「暴風」警報が県下に発表され、危険な状態が予想されるとき ② 下新川海岸において水防警報（距離確保準備）が発令されたとき ③ 知事（本部長）が必要と認め当該配備を指令したとき	防災・危機管理課 消防課 管財課 厚生企画課	各課員の約3分の1程度																															
第3 非常配備	① 県下全域にわたって災害が発生すると予想されるとき ② 県下全域でなくとも、その被害が特に甚大であると予想され、かつ知事（本部長）が必要と認め当該配備	災害対策に万全を期すため、 <u>原則として</u> 当該災害に関係ある各課（班）全員があたる。 <u>ただし、知事（本部長）が、災害の発生（予測を含む。）規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定</u>																																

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）		備 考
<p>(2)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第2～第5 (略)</p> <p>第4節 情報の収集・伝達</p> <p>第1 被害状況等の収集・伝達活動</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 被害状況の報告（県危機管理局、市町村、各防災関係機関）</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 広報及び広聴活動</p> <p>(略)</p> <p>1 広報活動（各防災関係機関）</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 安否不明者等の氏名等公表</p> <p><u>災害時の安否不明者の氏名等公表については、「災害時における安否不明者等の氏名等の公表に関するガイドライン」に基づき、対応する。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>を指令したとき</p> <p>③ 県下に「大雨」、「暴風」、「高潮」、「波浪」特別警報が発表されたとき</p>	<p><u>の範囲の配備対象職員を指定したときは、この限りでない。</u></p>	<p>国の防災基本計画修正に伴い文言を修正</p> <p>国の防災基本計画修正に伴い文言を修正</p>
	<p>(2)～(3) (略)</p>		
	<p>2 (略)</p>		
	<p>第2～第5 (略)</p>		
	<p>第4節 情報の収集・伝達</p>		
	<p>第1 被害状況等の収集・伝達活動</p>		
	<p>1～6 (略)</p>		
	<p>7 被害状況の報告（県危機管理局、市町村、各防災関係機関）</p>		
	<p>(略)</p>		
	<p><u>市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</u></p>		
	<p><u>県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、「災害時における安否不明者等の氏名等の公表に関するガイドライン」に基づき市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。</u></p>		
	<p>第2 (略)</p>		
	<p>第3 広報及び広聴活動</p>		
	<p>(略)</p>		
	<p>1 広報活動（各防災関係機関）</p>		
	<p>(1)～(4) (略)</p>		
	<p>(5) 安否不明者 <u>(行方不明者となる疑いのある者)</u> の氏名等公表</p>		
	<p><u>(削除)</u></p>		
	<p><u>県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、「災害時における安否不明者の氏名等公表に関するガイ</u></p>		

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考												
<p>第5節 災害救助法の適用 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 救助実施体制</p> <p>1 (略)</p> <p>2 救助の程度、方法及び期間（県厚生部、県関係部局）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 内閣総理大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで定めることができる。</p> <table border="1" data-bbox="165 639 1034 834"> <thead> <tr> <th>救 助 の 種 類</th> <th>実 施 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の供与 (略)</td> <td>災害発生の日から7日以内 (略)</td> </tr> <tr> <td>被災した住宅の応急修理 (略)</td> <td>災害発生の日から<u>1</u>月以内 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">救助の種類・期間</p> <p>(略)</p> <p>第6節 広域応援要請</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 応援要請</p> <p>1 自衛隊の災害派遣（自衛隊、県危機管理局、市町村、各関係機関）</p> <p>(1)～(5) (略)</p>	救 助 の 種 類	実 施 期 間	避難所の供与 (略)	災害発生の日から7日以内 (略)	被災した住宅の応急修理 (略)	災害発生の日から <u>1</u> 月以内 (略)	<p><u>ドライン」に基づき、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続き等について整理し、対応するよう努めるものとする。</u></p> <p>第5節 災害救助法の適用 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 救助実施体制</p> <p>1 (略)</p> <p>2 救助の程度、方法及び期間（県厚生部、県関係部局）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 内閣総理大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで定めることができる。</p> <table border="1" data-bbox="1070 639 1935 984"> <thead> <tr> <th>救 助 の 種 類</th> <th>実 施 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の供与 (略)</td> <td>災害発生の日から7日以内 <u>(おそれ段階においては、救助の実施が認められる期間内)</u></td> </tr> <tr> <td>被災した住宅の応急修理 (略)</td> <td>災害発生の日から<u>3</u>月以内 <u>(国の特定災害対策本部等が設置された災害にあつては6月以内)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">救助の種類・期間</p> <p>(略)</p> <p>第6節 広域応援要請</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 応援要請</p> <p>1 自衛隊の災害派遣（自衛隊、県危機管理局、市町村、各関係機関）</p> <p>(1)～(5) (略)</p>	救 助 の 種 類	実 施 期 間	避難所の供与 (略)	災害発生の日から7日以内 <u>(おそれ段階においては、救助の実施が認められる期間内)</u>	被災した住宅の応急修理 (略)	災害発生の日から <u>3</u> 月以内 <u>(国の特定災害対策本部等が設置された災害にあつては6月以内)</u>	<p>災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成25年内閣府告示第228号)が改正されたため</p>
救 助 の 種 類	実 施 期 間													
避難所の供与 (略)	災害発生の日から7日以内 (略)													
被災した住宅の応急修理 (略)	災害発生の日から <u>1</u> 月以内 (略)													
救 助 の 種 類	実 施 期 間													
避難所の供与 (略)	災害発生の日から7日以内 <u>(おそれ段階においては、救助の実施が認められる期間内)</u>													
被災した住宅の応急修理 (略)	災害発生の日から <u>3</u> 月以内 <u>(国の特定災害対策本部等が設置された災害にあつては6月以内)</u>													

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現行地域防災計画				修正案（変更部分のみ記載）				備考
（6）災害派遣の活動内容				（6）災害派遣の活動内容				
区分	活動内容			区分	活動内容			
(略)				(略)				国の防災基本計画修正に伴い文言を追加
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。			給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。			
(新設)				入浴支援	被災者に対し、入浴支援を実施する。			
(略)				(略)				資料編の記載に合わせて修正
2～5 (略)				2～5 (略)				
第7節 (略)				第7節 (略)				
第8節 医療救護活動 (略)				第8節 医療救護活動 (略)				
第1～第6 (略)				第1～第6 (略)				
第7 医薬品、血液の供給体制				第7 医薬品、血液の供給体制				
1 医薬品等の供給（県厚生部）				1 医薬品等の供給（県厚生部）				
(1) 災害直後の初動期の医薬品等の供給 (略)				(1) 災害直後の初動期の医薬品等の供給 (略)				
(資料「9-15 災害救護用医療セットの内容品内訳書」 「12-15 災害時における医薬品等の供給等に関する協定書」)				(資料「9-15 富山県災害用医薬品備蓄品目一覧」 「12-15 災害時における医薬品等の供給等に関する協定書」)				
(2) (略)				(2) (略)				
2 (略)				2 (略)				
第8～第10 (略)				第8～第10 (略)				
第9節 避難活動 (略)				第9節 避難活動 (略)				
第1 避難指示等及び誘導				第1 避難指示等及び誘導				
1 高齢者等避難、避難指示の実施責任者（伏木海上保安部、自衛隊、県危機管理局、県土木部、県警察本部、市町村） (略)				1 高齢者等避難、避難指示の実施責任者（伏木海上保安部、自衛隊、県危機管理局、県土木部、県警察本部、市町村） (略)				
	実施責任者	措置	実施の基準		実施責任者	措置	実施の基準	水防法と整合を図るため
(略)	(略)	(略)	(略)。	(略)	(略)	(略)	(略)	
示等 避難指	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第29条)	立退きの指示	洪水、津波又は高潮によって氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。	示等 避難指	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第29条)	立退きの指示	洪水、 <u>雨水出水</u> 、津波又は高潮によって氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。	

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考												
<p>運用を調整する部署を設置し、国の現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。 <u>（新設）</u></p> <p>第11節 飲料水・食料・生活必需品等の供給 （略） 第1 飲料水の確保（市町村） 1～3（略） 4 市町村は、断水地区への給水車の早期到達のため、地理に詳しい職員を配置する等、体制整備を図る。 （資料「5－8 応急給水用具等」「5－14 県内の<u>上水道資機材等の保有状況</u>」） 第2 食料・生活必需品の供給 （略） 1（略） 2 供給確保（農林水産省、北陸農政局、県厚生部、県農林水産部、市町村、日本赤十字社富山県支部） （1）～（4）（略） （5）各機関の食料、生活必需物資の調達体制 各機関の調達体制は、次のとおりである。</p>	<p>機及び無人航空機の運用に関し、必要に応じて災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署を設置し、国の現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。 <u>航空運用調整班は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して救急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</u></p> <p>第11節 飲料水・食料・生活必需品等の供給 （略） 第1 飲料水の確保（市町村） 1～3（略） 4 市町村は、断水地区への給水車の早期到達のため、地理に詳しい職員を配置する等、体制整備を図る。 （資料「5－5 応急給水用具等」「5－10 県内の<u>給水車両等保有状況及び災害時利用可能水量等の状況</u>」） 第2 食料・生活必需品の供給 （略） 1（略） 2 供給確保（農林水産省、北陸農政局、県厚生部、県農林水産部、市町村、日本赤十字社富山県支部） （1）～（4）（略） （5）各機関の食料、生活必需物資の調達体制 各機関の調達体制は、次のとおりである。</p>	<p>に伴い文言を追加</p> <p>資料編の改訂と整合をとるもの</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="161 1072 362 1109">機関名</th> <th data-bbox="371 1072 1039 1109">実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="161 1115 362 1152">（略）</td> <td data-bbox="371 1115 1039 1152">（略）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="161 1158 362 1479">農林水産省 <u>農産局</u></td> <td data-bbox="371 1158 1039 1479"> <p>「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡しの要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省 <u>農産局</u> に対して行う。 引渡し要請を受けた農林水産省 <u>農産局</u> は、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示す</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	実施内容	（略）	（略）	農林水産省 <u>農産局</u>	<p>「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡しの要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省 <u>農産局</u> に対して行う。 引渡し要請を受けた農林水産省 <u>農産局</u> は、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示す</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1066 1072 1267 1109">機関名</th> <th data-bbox="1276 1072 1935 1109">実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1066 1115 1267 1152">（略）</td> <td data-bbox="1276 1115 1935 1152">（略）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1066 1158 1267 1479">農林水産省 <u>農産局長</u></td> <td data-bbox="1276 1158 1935 1479"> <p>「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡しの要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省 <u>農産局長</u> に対して行う。 引渡し要請を受けた農林水産省 <u>農産局長</u> は、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示す</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	実施内容	（略）	（略）	農林水産省 <u>農産局長</u>	<p>「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡しの要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省 <u>農産局長</u> に対して行う。 引渡し要請を受けた農林水産省 <u>農産局長</u> は、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示す</p>	<p>農林水産省組織改編に伴う修正</p>
機関名	実施内容													
（略）	（略）													
農林水産省 <u>農産局</u>	<p>「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡しの要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省 <u>農産局</u> に対して行う。 引渡し要請を受けた農林水産省 <u>農産局</u> は、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示す</p>													
機関名	実施内容													
（略）	（略）													
農林水産省 <u>農産局長</u>	<p>「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、県は災害救助用米穀の引渡しの要請（希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載）を農林水産省 <u>農産局長</u> に対して行う。 引渡し要請を受けた農林水産省 <u>農産局長</u> は、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示す</p>													

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>る。</p> <p>3 輸送体制 (1)～(3) (略) <u>(新設)</u></p> <p>4 被災者の要望把握と支援（県危機管理局、県厚生部、市町村） (1)～(2) (略) <u>(新設)</u></p> <p>5 (略)</p> <p>第3 物価安定・消費者保護対策 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 消費者保護対策（県生活環境文化部、市町村） (1) 消費生活相談の充実強化 (略)</p> <p>イ (一社)生命保険協会、(一社)日本損害保険協会及び富山県電器商業組合から職員の派遣を受け、消費生活センター内に、生命保険、損害保険及び家電製品のトラブルに関する「特別相談 110 番」を開設する。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第12節 廃棄物処理・防疫・食品衛生対策 (略)</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 防疫対策 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 防疫活動（県厚生部） (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 検病調査及び滞水地域、集団避難場所、その他衛生条</p>	<p>る。</p> <p>3 輸送体制 (1)～(3) (略) <u>(4) 県は、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。</u></p> <p>4 被災者の要望把握と支援（県危機管理局、県厚生部、市町村） (1)～(2) (略) <u>(3) 被災地方公共団体は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>第3 物価安定・消費者保護対策 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 消費者保護対策（県生活環境文化部、市町村） (1) 消費生活相談の充実強化 (略)</p> <p>イ (一社)生命保険協会、(一社)日本損害保険協会及び富山県電機商業組合から職員の派遣を受け、消費生活センター内に、生命保険、損害保険及び家電製品のトラブルに関する「特別相談 110 番」を開設する。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第12節 廃棄物処理・防疫・食品衛生対策 (略)</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 防疫対策 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 防疫活動（県厚生部） (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 検病調査及び滞水地域、集団避難場所、その他衛生条</p>	<p></p> <p>国の防災基本計画の記載に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画修正に伴い文言を追加</p> <p>字句修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>件の良好でない地域を優先し、緊急度に応じて段階的に順次、防疫活動を実施する。 （資料「<u>9-3 防災用医薬品等卸売業者</u>」 「9-4 防疫用備品」）</p> <p>第5（略） 第13節～第17節（略） 第18節 応急住宅対策 （略）</p> <p>第1 応急仮設住宅の確保 1（略） 2 応急仮設住宅の建設（県厚生部、県土木部、市町村） （1）～（5）（略） （6）建設工事 ア～イ（略） ウ 県及び市町村は応急仮設住宅の建設にあたっては、 （一社）富山県建設業協会、（一社）プレハブ建築協会、 （一社）全国木造建設事業協会等に対して協力を要請する。 （資料「12-16 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」） （7）～（8）（略） 3～4（略）</p> <p>第2 被災住宅の応急修理 1 住宅の応急修理（県厚生部、市町村） （1）～（2）（略） （3）修理の時期 災害発生の日から、原則として<u>1</u>か月以内に完了するものとする。ただし、知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得て延長することができる。 （4）（略） 2（略）</p> <p>第3～第4（略）</p>	<p>件の良好でない地域を優先し、緊急度に応じて段階的に順次、防疫活動を実施する。 （資料「9-4 防疫用備品」<u>（削除）</u>）</p> <p>第5（略） 第13節～第17節（略） 第18節 応急住宅対策 （略）</p> <p>第1 応急仮設住宅の確保 1（略） 2 応急仮設住宅の建設（県厚生部、県土木部、市町村） （1）～（5）（略） （6）建設工事 ア～イ（略） ウ 県及び市町村は応急仮設住宅の建設にあたっては、 （一社）富山県建設業協会、（一社）プレハブ建築協会、（一社）全国木造建設事業協会、<u>（一社）日本ムービングハウ</u> <u>ス協会</u>等に対して協力を要請する。 （資料「12-16 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」） （7）～（8）（略） 3～4（略）</p> <p>第2 被災住宅の応急修理 1 住宅の応急修理（県厚生部、市町村） （1）～（2）（略） （3）修理の時期 災害発生の日から、原則として<u>3</u>か月以内<u>（国の特定災害対策本部等が設置された災害にあつては6か月以内）</u>に完了するものとする。ただし、知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得て延長することができる。 （4）（略） 2（略）</p> <p>第3～第4（略）</p>	<p>資料削除のため</p> <p>新たに協定締結したため</p> <p>災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成25年内閣府告示第228号)が改正されたため</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>第19節 教育・金融・労働力確保対策</p> <p>第1 応急教育等 災害時における幼児・児童・生徒・学生（以下「児童生徒等」という。）の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専門学校及び大学等における応急対策について万全を期する必要がある。</p> <p>1～5（略）</p> <p>第2～第3（略）</p> <p>第20節（略）</p> <p>第3章 災害復旧対策 （略）</p> <p>第1節 民生安定のための緊急対策 （略）</p> <p>第1 被災者の生活確保 1～2（略）</p> <p>3 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け（市町村）</p> <p>（1）災害弔慰金 （略）</p> <p>ア 対象災害 （ア）～（イ）（略）</p> <p>（ウ）県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害及び（イ）と同等と認められる特別の事情がある場合の災害</p> <p>（エ）災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害</p> <p>イ～ウ（略）</p> <p>（2）（略）</p> <p>（3）災害援護資金</p> <p>ア 貸付対象者及び貸付限度額 市町村は、条例の定めるところにより県内において</p>	<p>第19節 教育・金融・労働力確保対策</p> <p>第1 応急教育等 災害時における幼児・児童・生徒・学生（以下「児童生徒等」という。）の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校及び大学等における応急対策について万全を期する必要がある。</p> <p>1～5（略）</p> <p>第2～第3（略）</p> <p>第20節（略）</p> <p>第3章 災害復旧対策 （略）</p> <p>第1節 民生安定のための緊急対策 （略）</p> <p>第1 被災者の生活確保 1～2（略）</p> <p>3 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け（市町村）</p> <p>（1）災害弔慰金 （略）</p> <p>ア 対象災害 （ア）～（イ）（略）</p> <p>（ウ）県内において災害救助法第2条第1項が適用された市町村が1以上ある場合の災害及び（イ）と同等と認められる特別の事情がある場合の災害</p> <p>（エ）災害救助法第2条第1項が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害</p> <p>イ～ウ（略）</p> <p>（2）（略）</p> <p>（3）災害援護資金</p> <p>ア 貸付対象者及び貸付限度額 市町村は、条例の定めるところにより県内において</p>	<p>雪害編等と合わせるため</p> <p>災害救助法の改正により、おそれ段階でも災害救助法の適用はできるようになったが、おそれ段階は支給対象外のため</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>災害救助法による救助が行われた市町村が1以上ある場合の自然災害を対象とし、災害援護資金の貸付けを行う。なお、貸付対象者・限度額は次のとおりとする。 (略) イ (略) 4～12 (略) 第2～第4 (略) 第2節～第3節 (略)</p>	<p>災害救助法第2条第1項による救助が行われた市町村が1以上ある場合の自然災害を対象とし、災害援護資金の貸付けを行う。なお、貸付対象者・限度額は次のとおりとする。 (略) イ (略) 4～12 (略) 第2～第4 (略) 第2節～第3節 (略)</p>	
個別災害編		
<p>第1章 火山災害対策 (略) 第1節 火山災害予防対策 第1 (略) 第2 弥陀ヶ原火山防災協議会等 1～2 (略) 3 避難計画等の作成（市町村） <u>弥陀ヶ原火山防災協議会における共同検討などを通じて、市町村は、噴火シナリオや弥陀ヶ原火山ハザードマップ等をもとに、防災上必要な情報を付加した火山防災マップを作成する。</u> <u>また、噴火警戒レベルの設定を踏まえ、避難開始時期、避難対象地域、指定緊急避難場所等の避難先、避難経路・手段などを内容とする具体的で実践的な避難計画を策定するとともに、次の事項について市町村地域防災計画に位置づけるものとする。</u> (略) 4～5 (略) 第3～第5 (略) 第2節 火山災害応急対策 第1 予警報の伝達 1 警報・予報の種類及び発表基準（気象庁） 気象庁は、火山に関する警報・予報等を次の基準により発表する。 (1) 噴火警報・予報</p>	<p>第1章 火山災害対策 (略) 第1節 火山災害予防対策 第1 (略) 第2 弥陀ヶ原火山防災協議会等 1～2 (略) 3 避難計画等の作成（市町村） <u>市町村は、弥陀ヶ原火山防災協議会が定める避難計画や弥陀ヶ原火山ハザードマップ等をもとに、防災上必要な情報を付加した火山防災マップを作成するほか、次の事項について市町村地域防災計画に定めるものとする。</u> (略) 4～5 (略) 第3～第5 (略) 第2節 火山災害応急対策 第1 予警報の伝達 1 警報・予報の種類及び発表基準（気象庁） 気象庁は、火山に関する警報・予報等を次の基準により発表する。 (1) 噴火警報・予報</p>	<p>協議会及び立山町の避難計画が策定されたことに伴う修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>(略)</p> <p>イ噴火予報 気象庁が、<u>予想される火山現象</u>の状況が静穏である場合、<u>その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合で、火山の状態の変化等を周知する必要があると認める</u>場合に発表する。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 噴火警報・予報等の伝達（県危機管理局、市町村、各関係機関） (略)</p> <p>なお、噴火警報等伝達系統図により伝達する警報・予報等は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火警報 ・噴火予報 ・降灰予報 ・火山ガス予報 ・火山の状況に関する解説情報（臨時） ・噴火速報 ・火山活動解説資料 <u>(臨時)</u> <p>第2章 災害応急対策 (略)</p> <p>第1節 予警報の伝達 第1 気象に関する予警報の種類及び発表基準</p> <p>1 (略)</p> <p>2 特別警報・警報・注意報（富山地方气象台） (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 警報・注意報の種類及び発表基準 警報・注意報発表基準一覧表 <u>(令和2年8月6日現在)</u></p> <p>第3章 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>イ噴火予報 気象庁が、火山<u>活動</u>の状況が静穏である場合、<u>あるいは火山活動の状況が噴火警報に及ばない程度と予想される</u>場合に発表する。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 噴火警報・予報等の伝達（県危機管理局、市町村、各関係機関） (略)</p> <p>なお、噴火警報等伝達系統図により伝達する警報・予報等は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火警報 ・噴火予報 ・降灰予報 ・火山ガス予報 ・火山の状況に関する解説情報（臨時） ・噴火速報 ・火山活動解説資料 <p>第2章 災害応急対策 (略)</p> <p>第1節 予警報の伝達 第1 気象に関する予警報の種類及び発表基準</p> <p>1 (略)</p> <p>2 特別警報・警報・注意報（富山地方气象台） (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 警報・注意報の種類及び発表基準 警報・注意報発表基準一覧表 <u>(令和4年5月26日現在)</u></p> <p>第3章 (略)</p>	<p>現状に見合った内容に修正</p> <p>火山活動解説資料を臨時に発表することはあっても、これを「火山活動解説資料(臨時)」と呼ぶことはないため</p> <p>時点修正</p>

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>第4章 鉄道災害対策 第1節 (略) 第2節 鉄道災害応急対策 (略) 第1 応急活動体制 (略) 1 鉄軌道事業者の活動体制（県地方創生局、J R西日本、 あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線） (1)～(2) (略) (3) 各鉄軌道事業者の活動体制 ア 西日本旅客鉄道株式会社の活動体制 (ア)～(イ) (略) (ウ) 災害が発生したときは、二次災害の防止を図るた め関係列車の停止手配、負傷者等の救護を最優先と しその状況を直ちに支社へ報告することとする。 <u>(資料「10-13 西日本旅客鉄道株式会社金沢支社事故対策 本部の組織及び業務分担」)</u> イ 富山地方鉄道株式会社・万葉線株式会社の活動体制 「重大事故発生時における事故の通報と救急処理手続」に 定めるところにより、速やかに活動体制を確立する。 <u>(資料「10-14 富山地方鉄道(株)災害対策本部の組織及び 業務分担」)</u></p>	<p>第4章 鉄道災害対策 第1節 (略) 第2節 鉄道災害応急対策 (略) 第1 応急活動体制 (略) 1 鉄軌道事業者の活動体制（県地方創生局、J R西日本、 あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道、万葉線） (1)～(2) (略) (3) 各鉄軌道事業者の活動体制 ア 西日本旅客鉄道株式会社の活動体制 (ア)～(イ) (略) (ウ) 災害が発生したときは、二次災害の防止を図るため 関係列車の停止手配、負傷者等の救護を最優先としそ の状況を直ちに支社へ報告することとする。 イ 富山地方鉄道株式会社・万葉線株式会社の活動体制 「重大事故発生時における事故の通報と救急処理手続」 に定めるところにより、速やかに活動体制を確立する。</p>	<p>資料編にお いて該当箇 所がないた め削除</p> <p>資料編にお いて該当箇 所がないた め削除</p>